

県税のあらまし

令和7(2025)年度版



岡山県マスコット ももっち

県税の申告・申請手続では、
マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と
身分証明書の提示が必要です。



岡山県マスコット うらっち

岡 山 県

この冊子は、県税がどのような仕組みで納められ、皆さんのためにどのように使われているかを知っていただくために作成したものです。

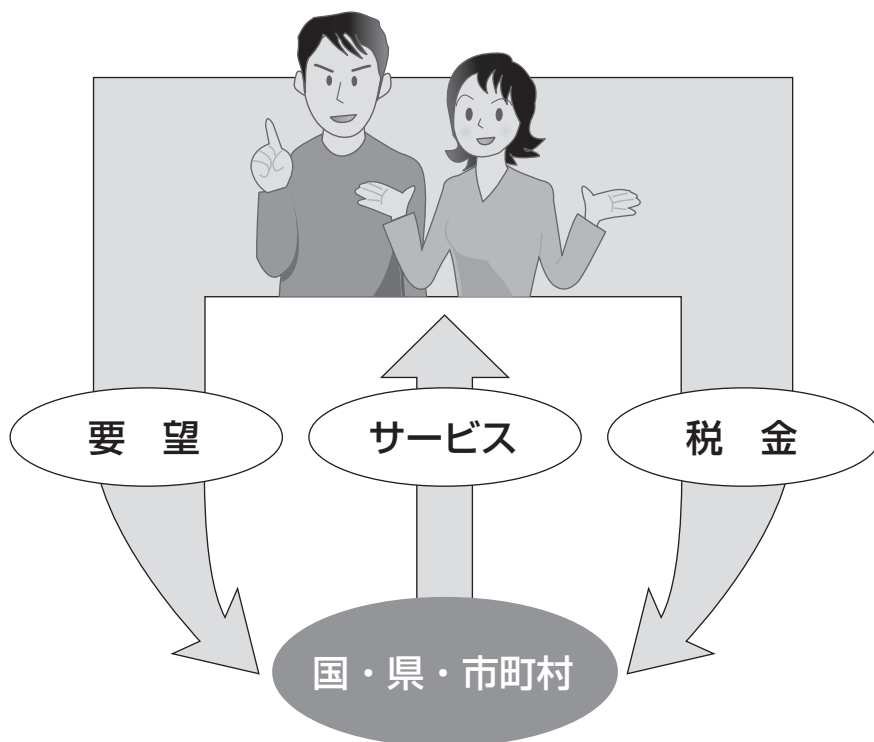
この冊子によって、県税についてさらに理解と関心を深めていただければ幸いです。

目次

税金について	1
税金の種類	
県税	2
市町村税	4
国税	5
県の予算と県税収入	6
県の予算の使いみち	7
県税のあらまし	
個人の県民税	8
個人住民税の特別徴収制度	12
法人の県民税	14
おかやま森づくり県民税	16
県民税利子割	18
県民税配当割	19
県民税株式等譲渡所得割	19
個人の事業税	20
法人の事業税	21
特別法人事業税（国税）	23
不動産取得税	24
自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市町村税）	28
自動車の登録手続	29
自動車税種別割	30
地方消費税	34
県たばこ税	36
ゴルフ場利用税	37
軽油引取税	38
鉱区税	40
狩猟税	40
産業廃棄物処理税	41
延滞金・加算金	42
徴収の猶予・県税の減免・不服申立てなど	43
納税の窓口・納付方法	44
納税カレンダー	46
納税証明書	47
県税を扱う事務所	48
税務署（国税の窓口）	50
市町村（市町村税の窓口）	51

★ 税金とは ★

私たちが快適で安全な社会生活を営めるように、国や県・市町村は、教育・文化の振興、道路整備、産業の振興、医療福祉の充実など、個人の経済力や責任だけにまかせることのできない仕事を行っています。私たちはこれらの利益を受けているわけですから、そのための費用を「税金」という形で負担しているのです。言わば、「税金」とは私たちが社会の一員として暮らしていくために支払わなければならない「会費」のようなものといえるでしょう。



★ 税金の性質 ★

税金をだれがどのように納めるかについては、次のようなきまりがあります。

- すべての人がその能力に応じて公平に負担すること。
- 納める時期・方法・金額などが明確に定められていること。
- 納める時期・方法などが納める人にとって便利であること。
- 税金を集めるための費用はできるだけ少なくすること。

★ 使いみちによる分類 ★

普通税……………使いみちが特に定められておらず、どのような仕事の費用にもあてられる税金
目的税……………使いみちが定められている税金

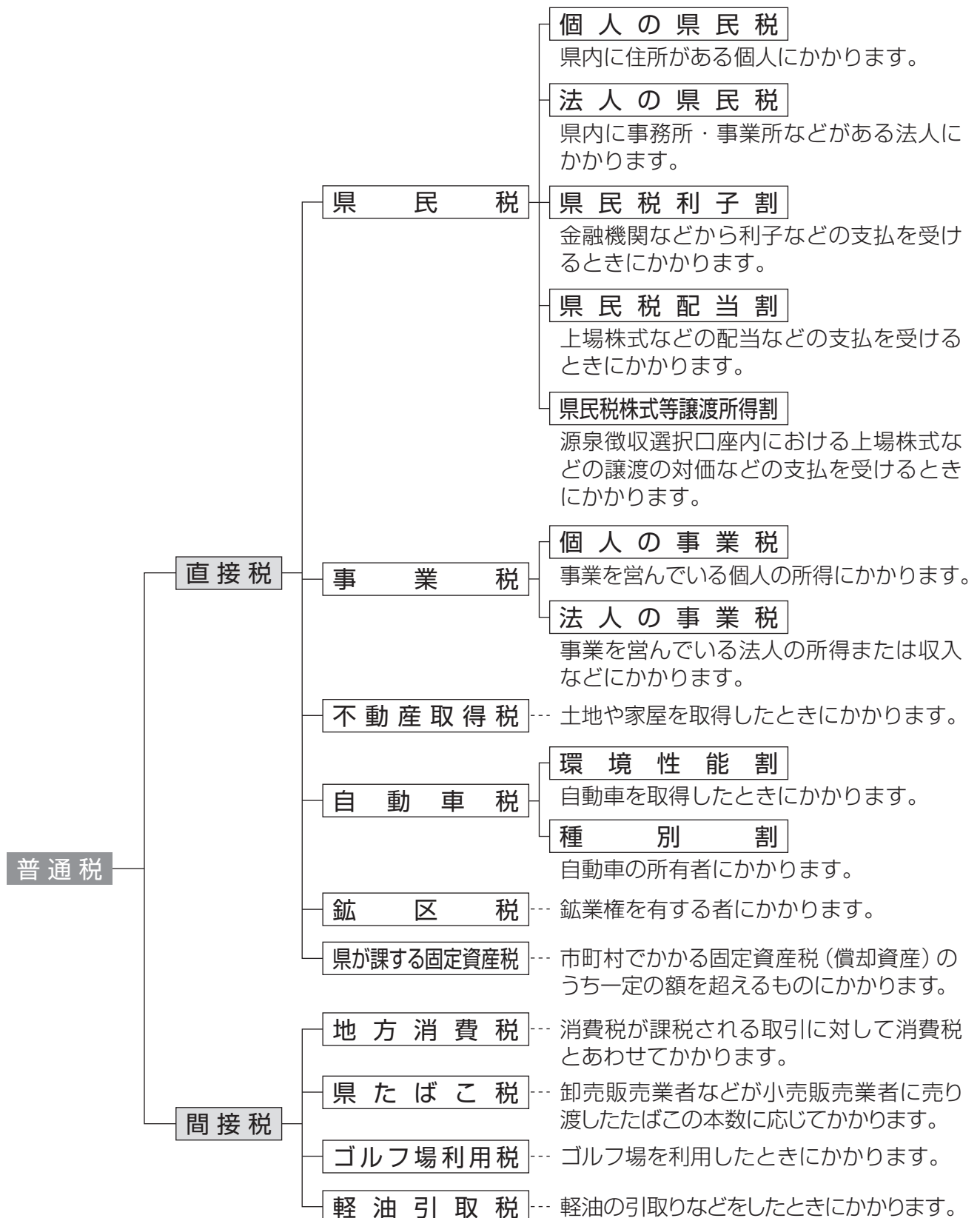
★ 納める方法による分類 ★

直接税……………負担する人が、直接、国・県・市町村に納める税金
間接税……………負担する人が直接納めるのではなく、別の人の手を経て、国・県・市町村に納める税金

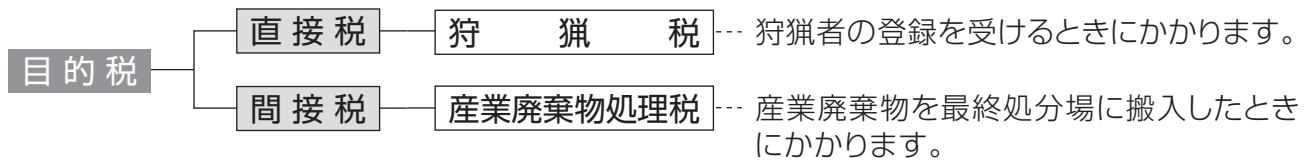
税金の種類 県税

税金には、国に納める「国税」と、地方公共団体に納める「地方税」とがあります。

地方税は、さらに「県（都道府）税」と「市町村税」に分かれます。



税金の種類 県税



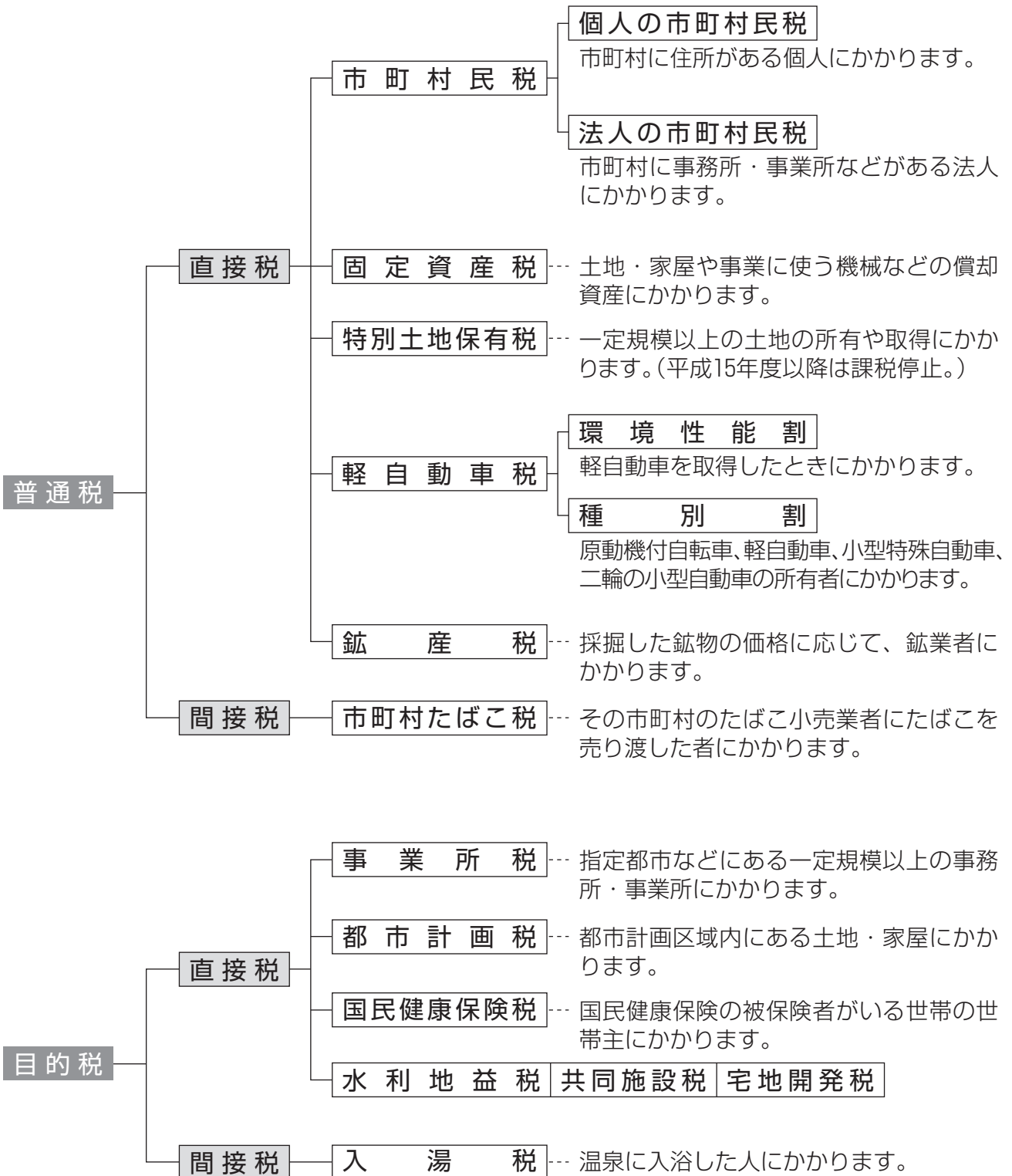
国 税 — 財 務 省 — 国 税 庁 — 国 税 局 — 税 務 署

地 方 税

県 税 — 県庁税務課 — 県民局税務部

市町村税 — 市役所(区役所)・町村役場

税金の種類 市町村税



税金の種類 国税

直接税

所得税 及び復興特別所得税	個人の年間を通じて得た所得にかかります。
法人税 地方法人税	会社などの法人の所得にかかります。
相続税	相続や遺贈によって取得した財産にかかります。
贈与税	贈与によって取得した財産にかかります。
特別法人事業税	事業を営んでいる法人の所得または収入などにかかります。法人事業税（県税）とあわせて納めます。
森林環境税	国内に住所がある個人にかかります。

間接税など

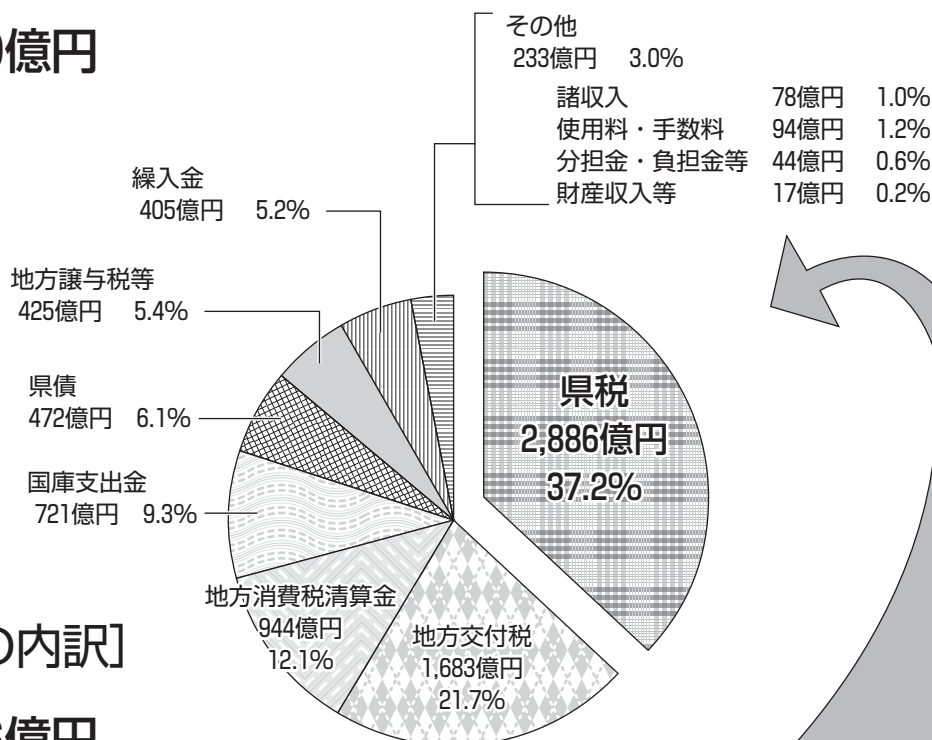
消費税	国内において事業者が行った資産の譲渡や貸付け、サービスの提供などにかかります。
酒税	清酒・ビール・焼酎などの酒類にかかります。
たばこ税 たばこ特別税	紙巻たばこや加熱式たばこ、パイプたばこなど各種たばこにかかります。
揮発油税 地方揮発油税	ガソリンなどにかかります。
航空機燃料税	航空機燃料にかかります。
石油ガス税	自動車燃料用の石油ガスなどにかかります。
石油石炭税	原油・輸入石油製品・石炭などにかかります。
自動車重量税	自動車の車検を受けるときなどに、自動車の種類や重量などに応じてかかります。
印紙税	契約書など法定の文書を作成するときにかかります。
登録免許税	不動産・船舶・会社などの登記や登録をするときにかかります。
電源開発促進税	電気を販売する電力会社にかかります。
とん税・特別とん税	外国貿易のために入港する船にかかります。
関税	貨物を輸入するときにかかります。
国際観光旅客税	日本から出国の際にかかります。

県の予算と県税収入

令和7年度の岡山県の歳入当初予算額（一般会計）は、約7,769億円です。そのうち県税収入は、約2,886億円で一般会計予算額の37.2%を占め、県の財源として重要な役割を担っています。

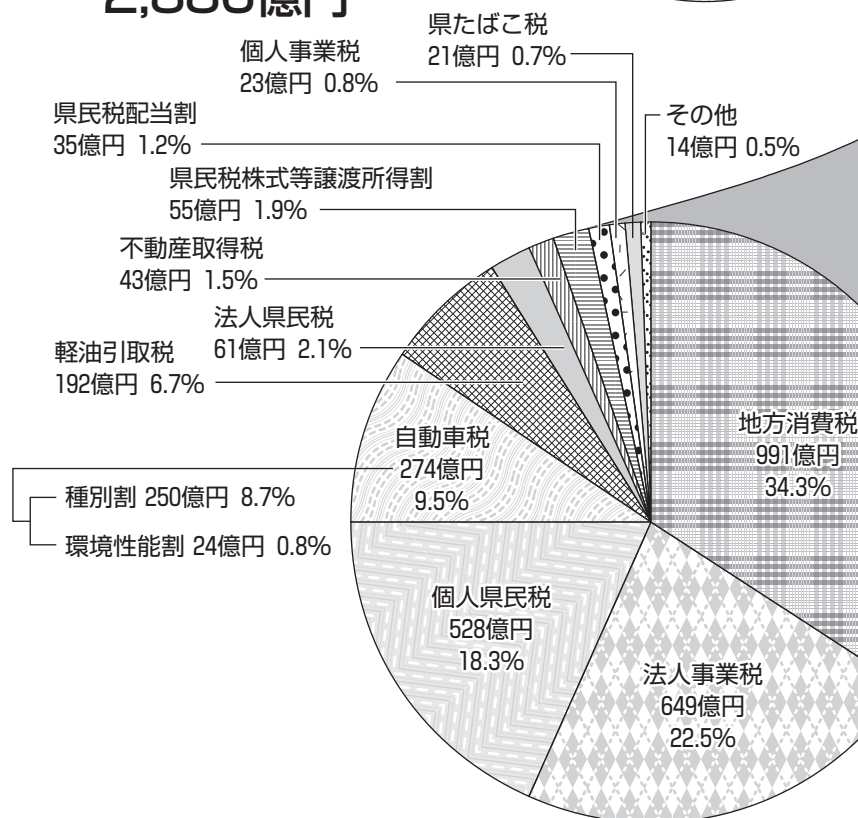
[一般会計(歳入)の内訳]

7,769億円



[県税収入の内訳]

2,886億円



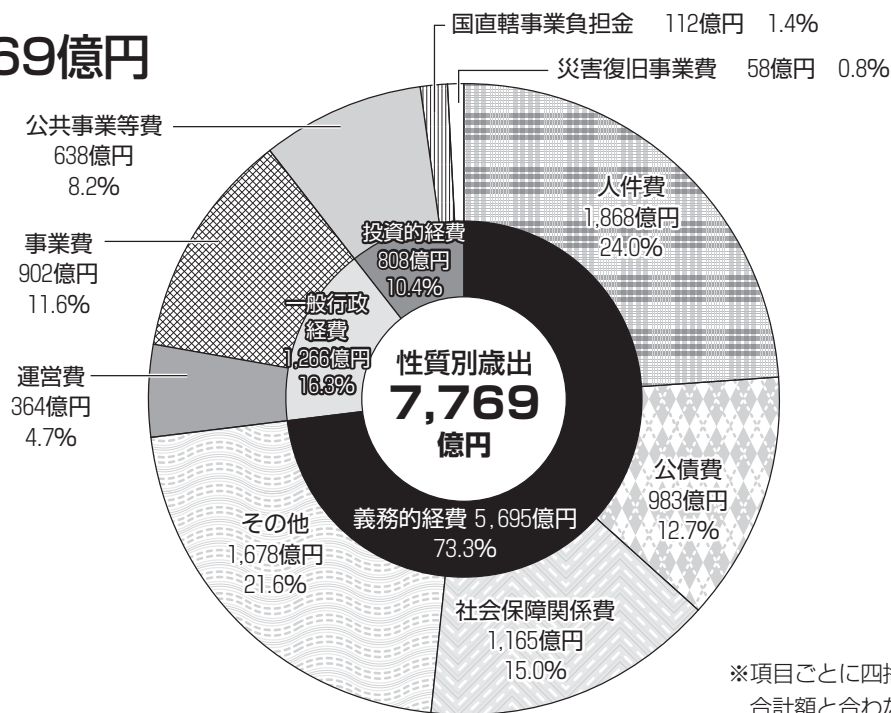
※項目ごとに四捨五入しているため
合計額と合わないことがあります

県の予算の使いみち

岡山県の財政は、知事が予算案を作成し議会の議決を受けたうえで、その予算を責任をもって執行しています。

[一般会計(歳出)の内訳]

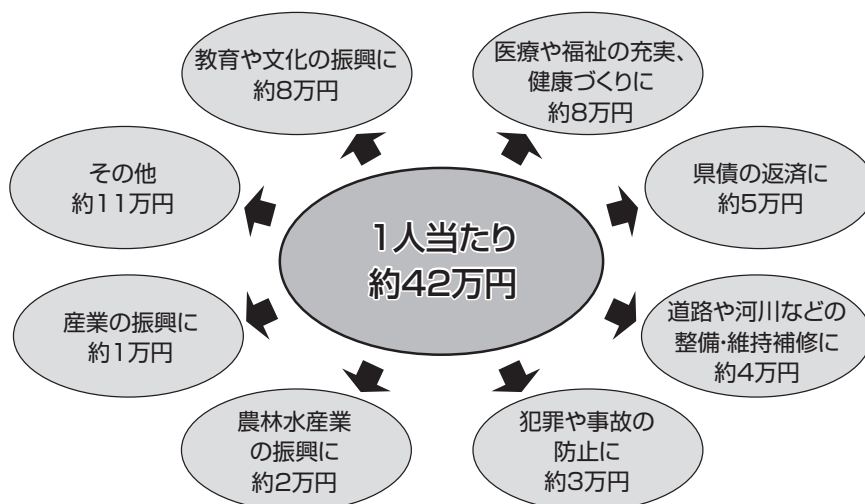
7,769億円



★ 県民1人当たりに使われるお金 ★

一般会計歳出予算額7,769億円を岡山県の人口(約183万人)で割ると、県民1人当たり約42万円になります。

その内訳は次のとおりです。



個人の県民税

県の仕事に必要な経費を、広く県民のみなさまからその能力に応じて負担していただくという考え方で設けられている税金で、所得に関係なく一定の額を負担する均等割と所得の額に応じて負担する所得割があります。また、均等割には平成16年度から『おかやま森づくり県民税』が一部加算されています。

県民税と市町村民税を併せて一般に住民税と呼ばれており、市町村に一括して納めていただくこととなっています。

★ 納める人 ★

- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
 - 県内の市町村に事務所・事業所・家屋敷を持って
いる人で、その市町村内に住所のない人……………均等割
- 住所地等は、毎年1月1日現在の状況で判断します。

★ 非課税 ★

- 生活保護法の規定により生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く）

※このほか、均等割、所得割それぞれに非課税限度額が設けられています。

★ 納める額 ★

◎均等割1,500円（うち500円はおかやま森づくり県民税、16～17ページ参照）

◎所得割 所得割額の計算方法

税率4%（市町村民税6%）※

※岡山市在住の方は税率2%

（市民税8%）になります。

$$\left(\text{収入金額} - \frac{\text{必要経費(事業専従者控除を含む)}}{\text{給与所得控除(給与所得者の場合)}} \right) - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額}$$

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

土地建物などの譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算されます。

★ 所得控除 ★

項 目	控 除 額
雑 損 控 除	$\left(\text{損失額} - \frac{\text{保険などにより補てんされた金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{1}{10} \right) \times \text{総所得金額等}$ 損失の金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医 療 費 控 除 (a)	$\left(\text{医療費} - \frac{\text{保険などにより補てんされた金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{5}{100} \right) \times \text{総所得金額等}$ 又は $\left(\text{総所得金額等} \times \frac{5}{100} \right) \times \text{総所得金額等}$ （200万円）
セルフメディケーション税制 (b)	$\left(\text{支払った特定一般用医薬品等購入費の額} - \frac{\text{保険金等で補てんされる金額}}{\text{総所得金額等}} \times \frac{1}{10} \right) \times \text{総所得金額等}$ 1万2千円 （最高限度額8万8千円） ※(a)又は(b)のどちらかの選択になります。
社 会 保 険 料 控 除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
生 命 保 険 料 控 除	平成23年12月31日以前に契約を締結したもの $\left(\text{一般の生命保険料の合計額(a)} \right) + \left(\text{個人年金保険料の合計額(b)} \right)$ を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高35,000円) I 15,000円までの場合…………… (a)又は(b)の金額 Ⅱ 15,000円超40,000円までの場合… [(a)又は(b)] × $\frac{1}{2}$ + 7,500円 Ⅲ 40,000円を超える場合…………… [(a)又は(b)] × $\frac{1}{4}$ + 17,500円 平成24年1月1日以降に契約を締結したもの（あわせて最高限度70,000円） $\left(\text{一般の生命保険料の合計額(a)} \right) + \left(\text{個人年金保険料の合計額(b)} \right) + \left(\text{介護医療保険料の合計額(c)} \right)$ を下のIからⅢに当てはめて計算した金額(最高28,000円) I 12,000円までの場合…………… (a)、(b)又は(c)の金額 Ⅱ 12,000円超32,000円までの場合… [(a)、(b)又は(c)] × $\frac{1}{2}$ + 6,000円 Ⅲ 32,000円を超える場合…………… [(a)、(b)又は(c)] × $\frac{1}{4}$ + 14,000円

個人の県民税

地震保険料控除	—地震損害保険契約の支払保険料— $\left[\text{支払保険料} \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. \text{(最高限度25,000円)} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{—長期損害保険契約の支払保険料—} \\ \text{(平成18年12月31日までに契約を締結したものに限られます。)} \\ \text{5,000円までの場合…支払保険料の全額} \\ \text{5,000円を超える場合} \\ \text{…支払保険料} \times \frac{1}{2} + 2,500\text{円} \\ \text{(最高限度10,000円)} \end{array} \right]$ ※あわせて最高限度25,000円
障害者控除	26万円(特別障害者の場合は30万円、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居している場合は53万円)
ひとり親・寡婦控除	26万円(ひとり親の場合は30万円)
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	33万円(老人控除対象配偶者(70歳以上)は38万円、扶養する人の所得に応じて減額されます。)
配偶者特別控除	33万円(扶養する人及び配偶者の所得に応じて減額されます。)
扶養控除	扶養親族一人につき33万円(下記以外) $\left[\begin{array}{l} \bullet \text{特定扶養親族(19歳～22歳)の場合は45万円} \\ \bullet \text{老人扶養親族(70歳以上)の場合は38万円} \\ \bullet \text{同居している直系尊属で70歳以上の場合は45万円} \end{array} \right]$ ※平成24年度から年少扶養親族(0歳～15歳)に対する扶養控除は廃止されましたが、その年少扶養親族が障害者である場合には、障害者控除が適用されます。
基礎控除	43万円(納税義務者の所得に応じて減額されます。)

★ 税額控除 ★

- 各種の控除(所得控除)を行った後の課税所得の額に、税率を乗じて一旦計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの(税額控除)があります。

項 目	内 容
調整控除	所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なります。税源移譲の前後で所得税と個人住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。 【控除額】 - 合計課税所得金額が200万円以下の場合 「5万円+人的控除額の差額の合計額」又は「合計課税所得金額」のいずれか小さい額×2%(岡山市在住の方は1%) - 合計課税所得金額が200万円超の場合 令和3年度課税からは、前年の合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には適用されません。 「5万円+人的控除額の差額の合計額-(合計課税所得金額-200万円)」又は「5万円」のいずれか大きい額×2%(岡山市在住の方は1%)
寄附金税額控除	【対象となる寄附金】 - 地方公共団体に対する寄附金(「ふるさと納税」と呼ばれ、下記の控除額以外に特例控除額があります。詳しくは11ページをご覧ください。) - 岡山県共同募金会又は日本赤十字社岡山県支部に対する寄附金 - 県が条例により指定した寄附金(市町村の条例でも控除対象寄附金として定められている場合は、個人市町村民税からも寄附金税額控除が行われます。) 【控除額】 ※寄附金税額控除を受けるためには、確定申告が必要です。 年間寄附金額から2,000円を除いた額に4%(岡山市在住の方は2%)を乗じた額が、翌年度の個人県民税から控除されます。なお、控除額の上限は、総所得金額等の30%に4%(岡山市在住の方は2%)を乗じた額です。

個人の県民税

項 目	内 容
配 当 控 除	株主等が受け取った配当は、企業側で課税された後の利益（所得）から分配されるので、法人税と所得税の二重課税とならないよう、既に課税された部分を控除するものです。
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 (住宅ローン控除)	所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税額から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できることとなっています。 【対象となる住宅の取得】 ①平成21年～平成26年3月中に入居した場合 ②平成26年4月～令和3年中に入居した場合 (住宅対価の消費税率が5%の場合は①の控除額) ③令和4年～令和7年中に入居した場合 【控除額】 ・①・③の場合 所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）が限度。 ・②の場合 所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）が限度。 【手続】 所得税の確定申告等をされますと、住民税は手続を要しません。新築、購入して初めて入居された方は、翌年に税務署へ確定申告してください。（詳しい手続は最寄りの税務署にお尋ねください。） 一度確定申告をされますと、給与所得者の場合は年末調整で控除が受けられます。それ以外の方は、毎年確定申告をしてください。
外 国 税 額 控 除	外国で生じた所得に、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、二重課税の解消のため行われる控除です。
配 当 割 額 ・ 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	源泉徴収（特別徴収）済みの配当所得・株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

「定額減税」の実施について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度の所得税及び個人住民税の定額減税が実施されました。なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の住民税の定額減税は令和7年度から行われます。

★ 申 告 ★

- 3月15日までに住所地の市町村に申告書を提出しなければなりません。
- 所得税の確定申告書を提出した人や給与所得のみの人は申告書を提出する必要がありません。

★ 納 税 ★

- 給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与から天引き（特別徴収）されます。
(給与支払者の特別徴収義務について、12・13ページを参照)
- 65歳以上の公的年金受給者は、4月から翌年2月までの6回に分けて公的年金から天引き（特別徴収）されます。（公的年金に対する住民税のみ）
- 上記以外は、市町村から送付される納税通知書（納付書）により、原則として6月、8月、10月、1月の年4回、市町村民税と併せて納めることになっています。

★市町村への交付★

政令指定都市から県に納められた個人県民税所得割のうち退職所得に係る分離課税分の1/2相当額を政令指定都市へ交付します。

★「ふるさと納税制度」とは★

個人が地方公共団体(都道府県又は市町村)に寄附した場合、寄附の合計金額のうち2,000円を超えた金額が、所得税と住民税から控除(軽減)される制度です。(軽減される金額には上限があります。)

1 所得税の控除

A (寄附金の合計額-2,000円) × (所得税の税率×102.1%)

・ 地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせた金額が、年間の総所得金額の40%を超える場合、その超える金額は控除の対象となりません。

・ 所得税の税率は所得により異なります。(0%~45%)

2 住民税の控除

B (寄附金の合計額-2,000円) × 10% = 基本控除額

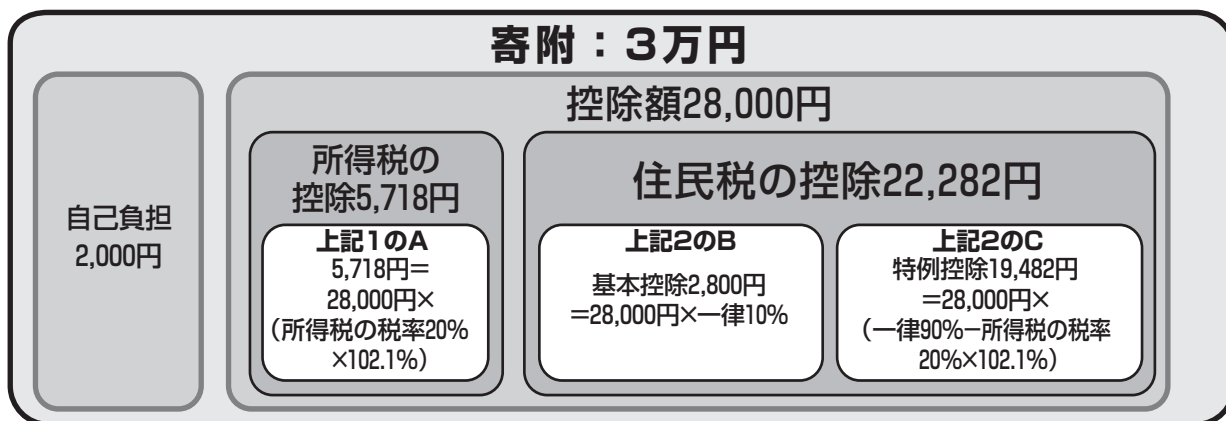
C (寄附金の合計額-2,000円) × (90% - (所得税の税率×102.1%)) = 特例控除額

→ 「ふるさと納税制度」により控除される金額 = B + C

・ Cの金額が、住民税(所得割)の20%を超える場合、その超える金額は控除の対象となりません。

・ 地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金と合わせた金額が、年間の総所得金額の30%を超える場合、その超える金額は控除の対象となりません。

3 計算イメージ



※ワンストップ特例制度を利用した場合は、A、B、Cの金額が翌年度の住民税から控除されます。

4 手続

○ 税控除を受けるためには、寄附先の地方公共団体が発行する領収書等を添えて確定申告を行う必要があります。

○ 給与所得者で年末調整をした方は、寄附先の地方公共団体に届出を行い、確定申告をしないで住民税の控除を受けることができます。(いわゆる「ワンストップ特例制度」。6以上の地方公共団体に寄附をした方、寄附金控除以外の控除の適用を受けようとする方はワンストップ特例制度を利用できません。)

個人住民税の特別徴収制度

**岡山県と県内全市町村は、
個人住民税の特別徴収(給与天引き)を徹底しています。**

特別徴収は法令上の義務です！

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し、納入する制度で、法律で義務づけられています。

平成28年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収（給与からの天引き）を徹底しています。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者

※当面、特別徴収を行うべき従業員が3名以上の事業所を対象とします。

ただし、次の理由に該当する場合は、普通徴収(従業員が自分で納付)とすることができます。

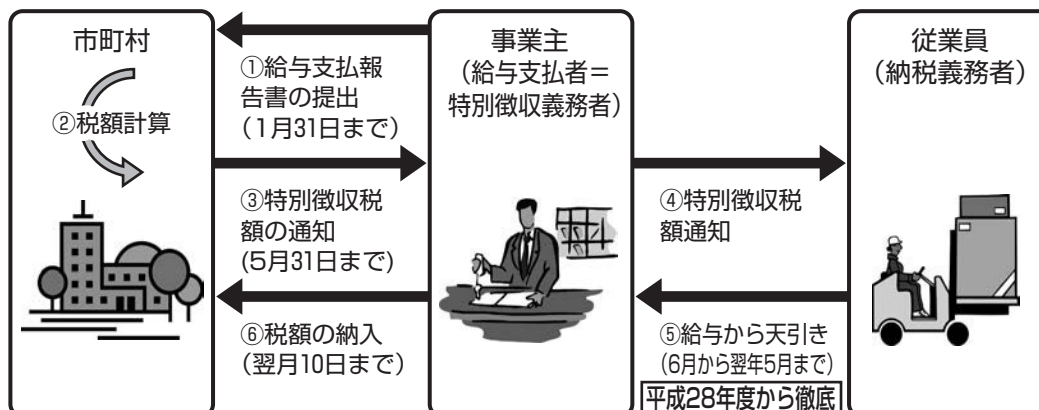
- A 総従業員が2人以下の事業所
(他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、下記のB～Gの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。)
- B 他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)
(給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。)
- C 毎月の給与支払額が少額であり、個人住民税を引ききれない方
- D 給与が毎月支給されていない方(不定期支給)
- E 専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)
- F 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)
- G 雇用契約期間が1年未満の方

上記のほか給与所得が各市町村の非課税基準以下の場合は、特別徴収の対象とならない場合があります。

(市町村が給与支払報告書により決定します。)

個人住民税の特別徴収制度

特別徴収事務の流れ



個人住民税特別徴収Q & A

Q：特別徴収（給与天引き）をすることで、どういうメリットがあるのですか？

A：従業員が住民税を納めるために金融機関や市町村役場などの窓口へ出向く必要がなくなります。また、普通徴収（従業員の方が金融機関や市役所などの納付場所で納める方法）は年4回払いですが、特別徴収では、12か月に分割して毎月の給与から天引きされますので、従業員（納税義務者）の1回あたりの納付額が少なくなり、負担感が緩和されます。

Q：特別徴収（給与天引き）は手間がかかりそう。

従業員も少なく、対応する余裕がないのですか・・・

A：個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税のように、税額を計算したり年末調整をしたりするような手間が事業主にはかかりません。

また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。

Q：特別徴収（給与天引き）を拒否したらどうなるのですか？

A：特別徴収義務者に指定された事業主は、法令により特別徴収税額を納入する義務があり、期限内に納入できない場合は、事業主に対して滞納処分が行われます。

また、罰則規定もあり、期限内に納入できなかった場合には、「10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」こともあります。

特別徴収の手続方法等に関するお問い合わせは、従業員のお住まいの市町村をお願いします。

給与支払報告書の提出や異動の届出等の手続、特別徴収した個人住民税の納付は、eLTAXを利用して電子申告・電子納税できます。

詳しい情報はホームページでご確認ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp>

法人の県民税

★ 納める人 ★

- 県内に事務所・事業所を持っている法人^(※) ……均等割と法人税割
- 県内に事務所・事業所を持っていないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人^(※) ……均等割
- 法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課される個人で県内に事務所・事業所を有するもの ……法人税割

※ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業または法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下同じ。）の引受けを行うものを含みます。

★ 納める額 ★

◎均等割

法人の区分	平成16年4月1日以後に開始する事業年度		
	本来の均等割額 (年額)	加算額 ^(※2) (年額)	納める額 (年額)
資本金等の額が50億円を超える法人 ^(※1)	800,000円	40,000円	840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	540,000円	27,000円	567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	130,000円	6,500円	136,500円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	50,000円	2,500円	52,500円
その他の法人(資本金等の額が1,000万円以下の法人) ^(※3)	20,000円	1,000円	21,000円

- ※1 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に地方税法第23条第1項第4の2号の一定の金額を加減算したものです。ただし、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」より少ない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」となります。
- ※2 「おかやま森づくり県民税」として森林保全のために、従来の税率に5%相当額を加算して負担していただくものです。
- ※3 平成20年4月1日から開始する事業年度より、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額または出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）については最低税率（年額21,000円）を適用します。

◎法人税割

法人の区分	納める額	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
(1) 資本（出資）金の額が1億円を超える法人 (2) 保険業法に規定する相互会社 (3) 法人税割の課税標準となる法人税額 ^(※4) が年1,500万円を超える法人	法人税額の4.0%	法人税額の1.8%
上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1.0%

- ※4 「法人税割の課税標準となる法人税額」は2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては関係する都道府県に分割する前の額とします。

法人の県民税

★ 申告と納税 ★

法人が申告と同時に納めることになっています。電子申告も可能です。

申告の種類と申告・納税の期限は次の表のとおりです。

申 告 の 種 類		申告と納税の期限
確 定 申 告		事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告を必要とする法人) ※通算子法人の場合は、事業年度が6か月以下でも、中間申告義務がある場合があります。	(1)予定申告 (2)仮決算に基づく中間申告	事業年度または親法人の事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
清算法人の申告 (解散した法人)	清算中に事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産が確定した場合の申告	残余財産確定の日から1か月以内と残余財産の最終分配日の前日のいずれか早い日
修 正 申 告	法人税について修正申告したとき、または更正決定を受けたとき	法人税額を納付すべき日
公共法人・公益法人等で均等割のみを課税されるもの		4月30日

(注1) 2以上の都道府県に事務所、事業所を持っている法人の法人税割は、関係都道府県ごとの従業員数であん分計算した税額を申告、納税することになっています。

(注2) 平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部を分配した場合の申告は不要です。

**地方税も
ネット申告で
カンタン・
ラクラク!**

地方税ポータルシステム

エ ル タ ッ ク ス

eLTAX

eLTAXは全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。

提供サービス

県 税 関 連

【電子申告、対象税目】

- 法人県民税 ■ 法人事業税 ■ 特別法人事業税
- 個人住民税 (給与支払報告書、特別徴収関連手続等)
- 県民税 (利子割、配当割、株式等譲渡取得割) ■ 県たばこ税
- ゴルフ場利用税 ■ 軽油引取税 ■ 産業廃棄物処理税

【電子申請・届出】

- 法人設立届や異動届、その他申告関連の届出等



さらに詳しい情報はホームページでご確認ください。



<https://www.eltax.lta.go.jp/>

☎ 0570-081459 ハイシン コ ク (受付時間9:00~17:00 / 土日祝、年末年始を除く)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

03-5521-0019

(左記電話番号でつながらない場合)
※通常通話料金です。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

おかやま森づくり県民税 (県民税均等割超過課税)

森林を守り育てる取組をより一層推進するための税金です。

県土の約7割を占める森林には、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止など、私たちの安全で快適な暮らしを支える大切な働きがあります。このため、県では平成16年度から、森林を県民共有の財産として適切に保全していくため「おかやま森づくり県民税」を導入し、県民の皆様幅広く御負担をお願いしています。

これまで、本税を活用して森林の保全に関する施策を推進してきたところ、間伐が遅れた森林の解消(※)や、若い担い手の割合の増加、県産ヒノキ製材品の新たな販路開拓などさまざまな成果が得られています。一方、若い人工林面積は減少しており、再造林による若返りを図る必要があるほか、獣害対策の負担の増加、担い手不足などの課題への取組も必要なことから、課税期間を令和10年度まで継続することとしています。

かけがえのない森林をより良い姿で次の世代に引き継いでいくため、引き続き「おかやま森づくり県民税」に御協力をお願いします。

(※ 人工林の成長に伴い、混み合ってきた薄暗い森林で木を抜き伐りすることで、林内に日光が差し込むようになり、木の成長や下草の繁茂が促進され、森林の働きが発揮されるようになります。)

《森づくり県民税の使途》

森づくり県民税は、次の3つの使途に活用しています。

①水源の涵養^{かん}、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり

- ・再造林による人工林の若返り化、シカ被害対策及び花粉発生源対策等による健全な人工林の整備
- ・荒廃した里山林等の整備やナラ枯れ被害対策等による多様な森づくりと快適な森林環境の創出



少花粉苗木の供給体制の構築



再造林の実施

②森林整備を推進するための担い手の確保・育成・定着と木材の利用促進

- ・新たな担い手の確保・育成強化や地域林業の中核を担う林業事業体への支援
- ・民間建築物等の木造化等への支援や森林認証材を使用した木造住宅への支援等による県産材の需要拡大



高校生への林業就業体験支援



民間建築物等の木造・木質化

③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

- ・児童・生徒等の森林・林業への理解を深める取組の展開等による県民への情報提供
- ・森林・自然を活用した体験学習の促進など県民参加による森づくり活動の推進



小学校社会科副読本の配付



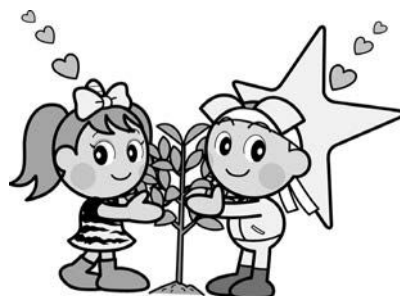
環境学習エコツアーの支援

おかやま森づくり県民税 (県民税均等割超過課税)

★ 納める人 ★

県民税の均等割を納める人

- (個人：県内に住所がある人、県内に家屋敷などを持っている人)
(法人：県内に事務所等を持っている法人)



★ 納める額 ★

県民税（均等割）に加算して納めていただきます。

個人：年額500円

(本来の均等割額(年額)1,000円+おかやま森づくり県民税額(年額)500円=納税額(年額)1,500円)

法人：均等割額の5%相当額

資本金等の金額の区分	本来の均等割額 (年額)	おかやま森づくり 県民税額 (年額)	納税額 (年額)
50億円超	800,000円	+	40,000円 = 840,000円
10億円超～50億円以下	540,000円	+	27,000円 = 567,000円
1億円超～10億円以下	130,000円	+	6,500円 = 136,500円
1千万円超～1億円以下	50,000円	+	2,500円 = 52,500円
1千万円以下	20,000円	+	1,000円 = 21,000円

★ 課税期間 ★

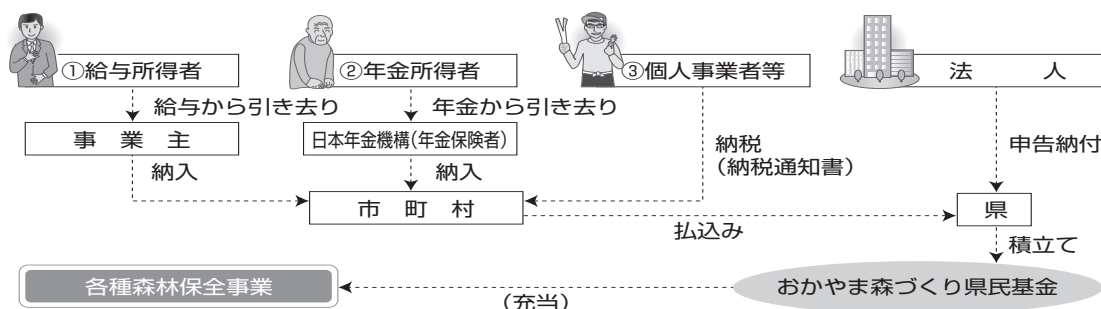
- (個人：令和10年度分まで)
(法人：令和11年3月31日までに開始する事業年度分まで)

★ 納税方法 ★

〈個人〉県民税（均等割）に加算して、住民税の一部として納めることになります。

- ①給与所得者：給与からの引き去り
②年金所得者：年金からの引き去り
③個人事業者等：市町村から送付される納税通知書により納付

〈法人〉法人県民税の申告の際に、県民税均等割額に加算して納付いただきます。



★ 使 途 ★

税収は「おかやま森づくり県民基金」に積み立て、森林の保全に関する施策に限定して充当します。
また、税収で実施した事業の成果を毎年分かりやすく公表します。

詳しくは林政課ホームページ

- (おかやま森づくり県民税による 大切な森林を守り育てる取組を紹介します!)
(<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-21757.html>)
(《「おかやま森づくり県民税事業」で検索》)

県民税利子割

金融機関などから利子などの支払を受けるときにかかる税金です。

★ 納める人 ★

県内の金融機関などから利子などの支払を受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

★ 納める額 ★

支払を受けるべき利子などの額の5%(所得税及び復興特別所得税として別に15.315%かかります。)

★ 利子などとは ★

公社債及び預貯金の利子のほかに懸賞金付預貯金などの懸賞金や抵当証券、掛金、金投資(貯蓄)口座、一時払保険などの金融類似商品の収益も含まれています。

なお、平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等一部の利子等は配当割の課税対象となります。

★ 非課税 ★

(1) 遺族年金を受けることができる妻である方や身体障害者手帳の交付を受けている方など一定の要件に該当する方に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度(マル優) …………… 350万円
- 少額公債非課税制度(特別マル優) …………… 350万円

※日本郵政公社の民営化に伴い、郵便貯金非課税制度は平成19年10月1日以降廃止されました。民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象となります。

また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、その満期(または解約)までの間、引き続き非課税制度が適用されます。

(2) 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

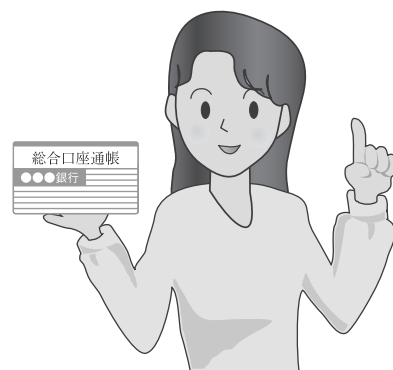
- 財産形成住宅貯蓄 } …………… 550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

★ 申告と納税 ★

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

★ 市町村への交付 ★

県に納入された県民税利子割のうち59.4%を、県内の市町村に
対し交付します。



県民税配当割

特定配当等（上場株式などの配当など）の支払を受けるときにかかる税金です。

★ 納める人 ★

県内に住所を有し株式会社などから配当などの支払を受けの人が、その株式会社などを通じて納めます。

★ 納める額 ★

支払を受ける配当などの額の5%（所得税及び復興特別所得税として別に15.315%がかかります。）

なお、非課税措置としてNISA（少額投資非課税制度）があります。

★ 申告と納税 ★

配当などを支払う株式会社などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、証券会社などの特定口座（源泉徴収ありを選択したものに限る。）を通じて株式会社などから配当などの支払を受ける場合（「源泉徴収選択口座内配当等」という。）は、その証券会社などが年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

★ 市町村への交付 ★

県に納入された県民税配当割のうち59.4%を、県内の市町村に交付します。

県民税株式等譲渡所得割

特定口座内（源泉徴収ありを選択したものに限る。）での上場株式などの譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

★ 納める人 ★

県内に住所を有し証券会社から上場株式などの譲渡益の支払を受けの人が、その証券会社を通じて納めます。

★ 納める額 ★

支払を受ける株式等譲渡益の額の5%（所得税及び復興特別所得税として別に15.315%がかかります。）

なお、非課税措置としてNISA（少額投資非課税制度）があります。

※損益通算について

平成22年1月に、特定口座を活用して上場株式などの譲渡損失と源泉徴収選択口座内配当等との間の損益通算の仕組みが導入されました。

※NISA（少額投資非課税制度）について

令和6年1月から、年間上限額が360万円（非課税保有限度額1,800万円）、非課税期間が無期限に拡充された新NISA制度が導入されました。

★ 申告と納税 ★

証券会社などが、年間の損益を通算し年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

★ 市町村への交付 ★

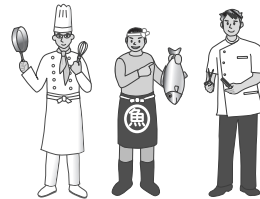
県に納入された株式等譲渡所得割のうち59.4%を、県内の市町村に交付します。

個人の事業税

事業を行う場合には、道路などの各種の公共施設を利用し、また、行政サービスを受けています。そこで、その経費の一部を負担していただくという考え方で設けられているものです。

★ 納める人 ★

県内に事務所・事業所を持ち事業を行う個人です。



★ 納める額 ★

個人事業税の税額は、次の算式により計算されます。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{事業所得} \\ \text{及び} \\ \text{不動産所得} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税の事業専従者給与(控除)額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{個人事業税の事業専従者給与(控除)額} \\ \text{※1} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{青色申告} \\ \text{特別控除額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{繰越控除} \\ \text{及び} \\ \text{事業主控除} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

※1 事業主と生計を一にする親族の方が専らその事業に従事するときは、一定額を必要経費として控除できます。

区 分	事 業 の 種 類	税 率
第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業、その他一般の営業	5 %
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4 %
第三種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業	5 %
	あんま、はり、きゅう等の業、装蹄師業	3 %

★ 所得の計算上控除されるもの ★

損失の繰越控除・被災事業用資産の損失の繰越控除・事業用資産の譲渡損失の控除・事業用資産の譲渡損失の繰越控除・事業主控除（年290万円）があります。

- 所得税における「青色申告特別控除(10万円、55万円又は65万円)」は個人事業税では適用されません。
- 事業主控除の金額は、年の中途で事業を開始又は廃止した場合には、月割計算した金額になります。

★ 申告と納税 ★

申 告

前年1年間の事業による所得について翌年の3月15日までに申告します。

所得税の確定申告書、あるいは、市町村民税・県民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。

年の中途に事業をやめた方は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときは4か月以内）に申告してください。

納 税

8月と11月の2回に分けて、納付書により納めます。（税額が10,000円以下の場合は8月に一括して納めます。）

個人事業税の納税には、「安全・便利・確実」な口座振替のほか、eL-QRによる電子納税がご利用いただけます。

平成26年1月からの 記帳・帳簿等保存制度	平成26年1月から個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う全ての方について、 ①売上などの金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を記載した帳簿の作成や保存と、 ②取引で作成・受け取った請求書や領収書などの書類の保存が必要となりました。 詳細は国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp)をご覧ください。
--------------------------	--

法人の事業税

★ 納める人 ★

県内に事務所・事業所を持って事業を行っている法人、法人でない社団または財団で代表者または管理者の定めがあり、かつ、収益事業または法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行っているもの、そして、法人課税信託の引受けを行う個人です。

★ 納める額 ★

※資本金または出資金の額が1億円を超えるなど一定の法人は、次ページの外形標準課税の対象となります。

法人の種類等	所得区分等		税率			
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
普通法人 〔一般の法人 法人でない社団や 財団など〕	年400万円以下の所得		3.4%	3.5%		
	年400万円を超え年800万円以下の所得		5.1%	5.3%		
	年800万円を超える所得		6.7%	7.0%		
特別法人 〔協同組合、信用金庫 医療法人など〕	年400万円以下の所得		3.4%	3.5%		
	年400万円を超える所得		4.6%	4.9%		
資本（出資）金の額が 1千万円以上で、3以上 の都道府県に事務所 などを有する法人	普通法人	所得金額	6.7%	7.0%		
	特別法人	所得金額	4.6%	4.9%		
電気供給業（発電事業等・ 小売電気事業等・特定卸 供給事業）を行う法人	収入金額		0.9%	1.0%	0.75%	
	所得金額		—		1.85%	
上記以外の電気供給業・ ガス供給業※ ¹ 及び 保険業を行う法人	収入金額		0.9%	1.0%		
特定ガス供給業※ ²	収入金額		—			0.48%
	付加価値額		—			0.77%
	資本金等の額		—			0.32%

※¹ ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業に限ります。

※² 特定ガス供給業とは、ガス事業法に規定するガス製造事業者（特別一般ガス導管事業者の供給区域において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。）である法人が行うもののうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業をいいます。

法人の事業税

※税額の計算方法

一般法人、特別法人の場合

$$\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

電気供給業（発電事業等・小売電気事業等・特定卸供給事業）の場合 ※資本（出資）金の額が1億円以下の法人

$$\left(\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税 率}} \right) + \left(\boxed{\text{所得金額}} \times \boxed{\text{税 率}} \right) = \boxed{\text{税 額}}$$

上記以外の電気供給業、ガス供給業、保険業の場合

$$\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税 率}} = \boxed{\text{税 額}}$$

特定ガス供給業の場合

$$\boxed{\text{収入金額}} \times \boxed{\text{税 率}} + \left(\frac{\boxed{\text{付加価値額}} \times \boxed{\text{税 率}}}{\boxed{\text{資本金等の額}} \times \boxed{\text{税 率}}} \right) = \boxed{\text{税 額}}$$

★ 申告と納税 ★

法人が申告と同時に納めることになっています。

申告書の提出、税の納付期限などは法人の県民税と同じで、一つの申告書で県民税と事業税が同時に記載できるようになっています。電子申告・納税も可能です。

★ 市町村への交付 ★

県に納入された法人事業税のうち 7.7%を、県内の市町村に交付します。

○法人事業税における外形標準課税

1 対象法人

①所得に課税する法人で、事業年度末日の資本金の額又は出資金の額（資本金の額等）が1億円を超える*法人（公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除く）

②収入金額に課税する法人のうち、小売電気事業等、発電事業等（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用）及び特定卸供給事業（令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用）を行う法人で、事業年度末日の資本金の額等が1億円を超える*法人（公共法人、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除く）

※ 資本金の額等が1億円以下であっても、令和7年4月1日開始事業年度より「前事業年度（注）に外形標準課税の対象であった法人であって、資本金の額等と資本剰余金の額との合計額（払込資本の額）が10億円を超えるもの」又は令和8年4月1日開始事業年度より「払込資本の額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、払込資本の額等が2億円を超えるもの」は外形標準課税法人となります。（注）経過措置があります。詳しくは岡山県HPを確認ください

2 課税標準

種 類	課 税 標 準
所 得 割	所得金額
収 入 割	収入金額
付加価値割	付加価値額 （報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料±単年度損益－雇用安定控除額等）
資 本 割	資本金等の額 （法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額に地方税法第72条の21の一定の金額を加減算したもの。また、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」より少ない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」）※その他控除措置があります。

法人の事業税

3 税額等

$$\begin{aligned} \textcircled{1} \quad & \boxed{\text{法人事業税額}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{付加価値割額}} + \boxed{\text{資本割額}} \\ \textcircled{2} \quad & \boxed{\text{法人事業税額}} = \boxed{\text{収入割額}} + \boxed{\text{付加価値割額}} + \boxed{\text{資本割額}} \end{aligned}$$

区 分			平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
①所得に課税する法人	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%		1.0%
		年400万円を超え年800万円の所得	2.3%	0.5%	0.7%		
		年800万円を超える所得	3.1%	0.7%	1.0%		
		資本(出資)金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所などを有する法人	3.1%	0.7%	1.0%		
	付 加 価 値 割		0.72%	1.2%			
	資 本 割		0.3%	0.5%			
②電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人	収 入 割		—			0.75%	
	付 加 価 値 割		—			0.37%	
	資 本 割		—			0.15%	

特別法人事業税（国税）

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、特別法人事業税（令和元年9月30日以前は地方法人特別税）が課税されています。

★ 納める人（納税義務者）等 ★

特別法人事業税は、法人事業税（所得割または収入割）の納税義務者に対してかかる国税です。

★ 納める額 ★

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額または収入割額）に法人の種類により税率をかけたものになります。

課 税 標 準		税 率				
		地方法人特別税		特別法人事業税		
		平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
ア	所得に課税する外形標準課税対象法人の所得割額	93.5%	414.2%	260%		
イ	所得割額によって法人事業税を課税される特別法人の所得割額	43.2%			34.5%	
ウ	所得割額によって法人事業税を課税される普通法人の所得割額				37%	
エ	電気供給業（発電事業等・小売電気事業等）を行う法人の収入割額				40%	
オ	上記以外の電気供給業・ガス供給業及び保険業を行う法人の収入割額				30%	
カ	特定ガス供給業を行う法人の収入割額				30%	62.5%

★ 申告と納税 ★

特別法人事業税は、申告納付する法人が、標準税率分の法人事業税（所得割・収入割）の税額を課税標準として計算した税額を、法人県民税・事業税と同じ申告書に記載し、申告と同時に都道府県に納めることになります。

不動産取得税

不動産（土地・家屋）を取得したときにかかる税金です。

★ 納める人 ★

土地や家屋を売買・交換・贈与などにより取得した人、家屋を新築や増改築により取得した人です。

なお、土地や家屋を取得した際に登記していない場合も課税されます。



★ 納める額 ★

$$\boxed{\text{課税標準額（不動産の価格）}} \times \boxed{\text{税 率（\%）}} = \boxed{\text{税 額（円）}}$$

● 不動産の価格とは…

※下記の表によります。

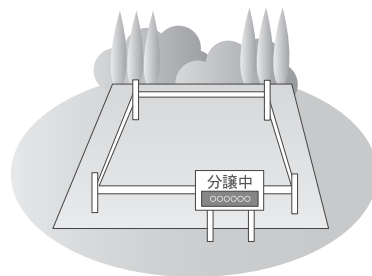
不動産の価格とは実際の購入価格や建築工事費ではなく、次の価格をいいます。

- (1) 家屋の新築、増改築の場合は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき評価して決定した価格となります。
- (2) 土地や家屋を売買・交換・贈与などにより取得した場合は、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格となります。

ただし、令和9年3月31日までに宅地や宅地並に評価することとされている土地を取得した場合は、本来の価格の1/2とします。

● 税 率

取 得 日	土地	家 屋	
		住 宅	住宅以外
H20. 4. 1～R9. 3. 31	3%	3%	4%



★ 免 税 点 ★

取得した不動産の課税標準額（不動産の価格）が次の額に満たない場合は課税されません。

土地……………10万円	家屋	新築、増改築のとき……………23万円
		売買・交換・贈与等のとき……………12万円

★ 申告と納税 ★

申 告

不動産の取得について登記した場合は原則申告は不要ですが、その他の方は不動産を取得した日から60日以内に「不動産取得税土地家屋申告書」を不動産の所在地を管轄する県民局税務部に提出してください。

納 税

取得した不動産の所在地を管轄する県民局税務部から税額や納期限等を記載した納税通知書を送付しますので、納期限までに納めてください。

不動産取得税の納税には、eL-QR による電子納税がご利用いただけます。

★ 軽減制度 ★

住宅や宅地を取得した場合や公共事業により代わりの土地や家屋を取得した場合などは、申請を行えば軽減を受けられることがあります。

詳しくは、不動産の所在地を管轄する県民局税務部にお尋ねください。

不動産取得税

★ 住宅用不動産を取得した場合の軽減措置について ★

次の要件を満たす住宅や宅地を取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

住 宅

(住宅の価格－控除額) × 3% = 税額

	対象・要件	価格から控除される額
特例適用住宅	建築又は購入(新築未使用のものに限る。)に係るもので床面積(既存の住宅部分を含む。*)が50㎡(集合型の貸家住宅*²は40㎡)以上240㎡以下のもの。一定のサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅*²は30㎡以上180㎡以下(令和5年4月1日以降の新築は30㎡以上160㎡以下)のもの。 (1) 新築住宅(業者等から購入したものも含む。) (2) 増改築した住宅 (3) 認定長期優良住宅 (1)のうち長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであり、平成21年6月4日から令和8年3月31日までの間に取得するもの	(1)及び(2)は1,200万円 (3)は1,300万円 (共同住宅等の場合は、一戸ごとの価格から控除します。)
耐震基準適合既存住宅	購入等に係るもので床面積(住宅用附属家を含む。*)50㎡以上240㎡以下の中古住宅で次のすべての要件を満たすもの。 ① 取得した個人が自己の居住の用に供するもの ② 登記上の新築年月日が昭和57年1月1日以降のもの ※ なお、②の要件を満たさないものであっても、取得日の前2年以内に、昭和56年に導入された新耐震基準に適合していることが建築士などにより証明されているものは、控除の対象となる住宅と認められることになります。	新築年月日が・・・ 昭和56年7月1日～ 420万円 昭和60年7月1日～ 450万円 平成元年4月1日～ 1,000万円 平成9年4月1日～ 1,200万円 注：昭和56年12月31日以前に新築されたものは②※の要件に該当しなければ控除されません。

* 1 床面積には、母屋と附属家屋との関係にある離れ、物置及び車庫などの住宅用附属家に係るものも含まれます。また、この計算を行う際は、特例適用住宅の場合は母屋と名義が同一でないものも含めることになります。

* 2 集合型の貸家住宅などの共同住宅等の床面積は、居住用に独立して区画された部分の面積(共用部分がある場合は、独立して区画された部分の床面積に応じて共用部分の面積を按分します。)により計算します。

(住宅の価格 × 3%) - 減額される額 = 減額後の税額

	対象・要件	税額から減額される額
耐震基準不適合既存住宅	平成26年4月1日以降の購入等に係るもので、上欄「耐震基準適合既存住宅」のうち②※の要件に該当しないもので、次のすべての要件を取得後6月以内に満たすもの。 ① 取得した住宅について、耐震改修を行うこと ② 建築士などから昭和56年に導入された新耐震基準に適合している旨の証明を受けること ③ 耐震改修後に、取得した個人が自己の居住の用に供すること ※なお、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のため、6月以内に居住できないときは期限を延長する制度があります。ただし、令和4年3月31日までに居住した場合に限ります。	新築年月日が・・・ 昭和29年7月1日～ 30,000円 昭和39年1月1日～ 45,000円 昭和48年1月1日～ 69,000円 昭和51年1月1日～ 105,000円 昭和56年7月1日～昭和60年6月30日 126,000円

不動産取得税

住宅用土地

$$(\text{土地の価格}^{*1} \times 3\%) - \text{減額される額} = \text{減額後の税額}$$

	要件	税額から減額される額
新築住宅用土地の取得	◎住宅を新築する場合 ※25ページの要件に該当する特例適用住宅を新築する場合に限ります。 (1) 土地を取得した日から3年以内^{*2}に、その土地の上に住宅を新築した場合 土地取得 → 3年以内 → 新築 (注)の場合は建築主に注意 (注) 土地を譲渡した場合、当該土地を最初に譲り受けた人が当該土地に住宅を新築した場合は土地を譲り渡した人も軽減の対象となります。 (2) 住宅を新築した人が1年以内にその敷地を取得した場合 新築 → 1年以内 → 土地取得 土地と住宅の取得者が同じ	次のa、bのうちいずれか大きい額が減額されます。 a. 45,000円 b. 土地1㎡当たりの価格^{*1} × (住宅の床面積 × 2) × 3% ↓ 200㎡が限度
	◎業者等から新築住宅を取得する場合 (いわゆる土地付建売住宅が含まれます。) ※25ページの要件に該当する特例適用住宅を取得する場合に限ります。 業者等が住宅を新築してから1年以内に当該未使用の住宅とその敷地を取得した場合 新築 → 1年以内 → 土地・住宅取得 土地と住宅の取得者が同じ (注) 自ら居住するため、業者等が住宅を新築してから1年経過後の住宅と敷地を取得した場合（同時又は土地の取得前後1年以内）は、軽減の対象となります。	
	耐震基準適合既存住宅用土地及び耐震基準不適合既存住宅用土地^{*3}の取得 土地を取得した人が自ら居住するために、その土地の上にある中古住宅（※25ページの要件に該当する耐震基準適合既存住宅及び耐震基準不適合既存住宅^{*3}）を取得した場合（同時又は土地の取得前後1年以内）	

*1 令和9年3月31日までに宅地や宅地並に評価することとされている土地を取得した場合は、本来の価格の1/2とします。

*2 令和8年3月31日までに土地を取得した場合は3年以内ですが、本来は2年以内に新築することが条件です。（一定のサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅の場合は2年）

*3 平成30年4月1日以後の取得から適用されます。

不動産取得税

〈税額計算の具体例〉

(注) 設例の「価格」は、実際の取引価格ではなく、24ページの「不動産の価格」です。

住宅を新築したとき

例：私は、令和6年4月10日に、床面積150㎡の1戸建て住宅(1,400万円)を新築しました。そして5月16日に登記しました。不動産取得税はいくらでしょうか？

- 25ページの特例適用住宅「(1)新築住宅」に該当するので、価格から一定の額が控除されます。

$$\begin{array}{ccccccc} & \text{価格} & & \text{控除額} & & \text{税率} & & \text{税額} \\ (1,400\text{万円}-1,200\text{万円}) & \times & & 3\% & = & & 60,000\text{円} \end{array}$$

住宅用の土地を取得したとき

例：私は、令和6年4月2日に、宅地250㎡(1,200万円)を買い、5月9日に登記しました。また、不動産取得税も納めてあります。令和6年9月10日にその土地の上に住宅(床面積150㎡ 価格1,400万円)を新築しましたが、この土地の不動産取得税は返ってきますか？

- 26ページの住宅を新築する場合(1)に該当するので、土地の税額が減額されます。

・既に納めてある土地の税金

土地の価格 税率 税額

$$1,200\text{万円} \times \frac{1}{2} \times 3\% = 180,000\text{円} \quad (\text{土地の価格は} \frac{1}{2} \text{として計算します。})$$

・住宅用土地を取得したときの減額

土地1㎡当りの価格 住宅の床面積の2倍 減額される額

$$\frac{1,200\text{万円} \times \frac{1}{2}}{250\text{㎡}} \times (200\text{㎡}) \times 3\% = 144,000\text{円}$$

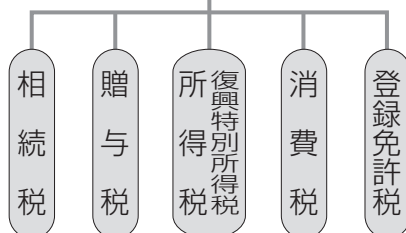
返ってくる額は、
144,000円となります。

(150㎡×2=300㎡
になりますが、
200㎡が限度です。)

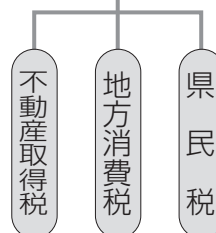
(45,000円より高いので
144,000円が減額され
る額となります。)

不動産に関する税金

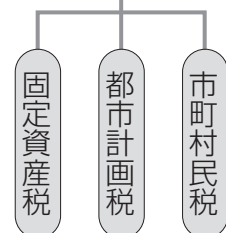
国 税



県 税



市町村税



どの ような 場合 に どの 税 が か か る の か	取得した場合	登記した場合	所有(保有)している場合	譲渡・賃貸等した場合
	不動産取得税 相続税 贈与税 消費税 地方消費税	登録免許税	固定資産税 都市計画税	所得税 復興特別所得税 県民税 市町村民税

自動車税環境性能割（県税） 軽自動車税環境性能割（市町村税）

自動車又は軽自動車を取得したときにかかる税金です。

★ 納める人 ★

自動車税の環境性能割は、県内に主たる定置場のある自動車を取得した人です。軽自動車税の環境性能割は、県内に主たる定置場のある三輪以上の軽自動車を取得した人です。ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは、買主を自動車又は軽自動車の取得者とみなして課税します。

★ 納める額 ★

自動車又は軽自動車の取得価額に、環境への負荷の低減に資する程度に応じて定められた税率を乗じて算出します。

乗用車の税率（R7.4.1～R8.3.31）

対 象 ・ 要 件 等		税 率	
		自家用	
		普通自動車・小型自動車	軽自動車
電気自動車・燃料電池自動車 天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)		非課税	非課税
ガソリン車・LPG車 (ハイブリッド車を含む) ※平成17年排出ガス規制75% 低減又は平成30年排出ガス 規制50%低減	令和12年度燃費基準95%達成		
	令和12年度燃費基準90%達成	1%	
	令和12年度燃費基準85%達成		
	令和12年度燃費基準80%達成		
	令和12年度燃費基準75%達成	2%	1%
上記以外		3%	2%

自家用乗用車以外の税率、クリーンディーゼル車及びその他の特例措置については、お問い合わせください。

★ 免 税 点 ★

取得価額が50万円以下の場合

★ 申告と納税 ★

自動車の登録をするときなどに、申告して納めます。自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）で電子的に手続を行うこともできます。なお、軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収の事務を行うこととされています。

★ 減 免 ★

身体に障害がある人、精神に重度の障害がある人などが使用する自動車で一定の要件に該当する場合には、自動車の登録時又は登録の日から1か月以内に必要書類を添付し、減免申請書を提出することにより減免されます。

★ 市町村への交付 ★

県に納められた自動車税環境性能割のうち40.85%を、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付します。

さらに、政令指定都市（岡山市）に、県に納められた自動車税環境性能割のうち33.25%に、県内の国道・県道に占める岡山市内の国道・県道の延長及び面積の割合を乗じて得た額を加算して交付します。

自動車の登録手続

★ 自動車税種別割のトラブルを防ぐために ★

自動車の台数が増えるにつれて、自動車税種別割をめぐるトラブルも増加しています。トラブルを起こさないために次のことに注意し、早めに運輸支局で手続してください。

1 新しく自動車をお持ちになる方（移転登録）

自動車を友人などから譲り受けた時は、必ず所有権移転の登録をしましょう。これを怠ると、いつまでも前の所有者に自動車税種別割がかかり迷惑をかけることになります。

2 自動車を手放す方（移転登録又は抹消登録）

自動車を譲り渡したり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず移転又は抹消の登録をしましょう。

自動車税種別割は毎年4月1日（賦課期日）現在の、運輸支局に登録されている内容に基づいて課税されます。したがって、自動車を他人に譲ったり解体したりして実際に自分が持っていない自動車であっても、登録がそのままになっていると、いつまでも、自分に自動車税種別割がかかることになります。

3 壊れている自動車をお持ちの方（抹消登録）

壊れて動かなくなっている自動車や車検が切れて今後使用しない自動車は、1日も早く抹消の登録をしましょう。

これを怠ると、いつまでも自動車税種別割がかかります。抹消の登録をすれば翌月分からの自動車税種別割が還付（又は減額）されます。

4 引っ越しをされた方（変更登録）

住民票を移しただけでは自動車検査証の住所は変わりません。そのまま放っておくと、前の住所に自動車税種別割の納税通知書が送付されトラブルの原因になりますので、自動車の登録も新しい住所に変更しましょう。

なお、県外から岡山県内の住所に変更した場合は、県外ナンバーから岡山県内ナンバーへの変更が伴います。

★ お問い合わせ先 ★

- 自動車税環境性能割について〔備前県民局税務部分室（自動車審査班）〕

TEL (086) 286-8770 〒701-1133 岡山市北区富吉5301-8

- 軽自動車税環境性能割について〔自動車審査班久米分室〕

TEL (086) 245-6200 〒701-0144 岡山市北区久米178-3

- 自動車の登録について〔中国運輸局岡山運輸支局〕

TEL (050) 5540-2072（ヘルプデスク案内サービス）

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5

- 軽自動車の届出について〔軽自動車検査協会岡山事務所〕

TEL (050) 3816-3084（コールセンター経由） 〒701-0144 岡山市北区久米177-3

なお、軽自動車税種別割については、お住まいの市町村へお尋ねください。

自動車税種別割

自動車を所有しているという事実に応税力（税を負担する経済的な力）をみいだしてかかる税金です。道路損傷負担金的な性格もあわせもっています。

★ 納める人 ★

県内に主たる定置場のある自動車の所有者です。（軽自動車税種別割は市町村に納めます。）

ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているものは、買主を自動車の所有者とみなして課税します。

所有者かどうかは、毎年4月1日現在の状況で判断します。

★ 納める額 ★

主なものは次のとおりです。（いずれも年税額）

ただし、『自動車税種別割のグリーン化』（※次ページ参照）が講じられているため、下記の税額と異なる場合があります。

乗 用 車

総 排 気 量	自 家 用		営 業 用
	令和元年10月1日以後に 初回新規登録されたもの	左記以外	
1ℓ以下（電気自動車を含む）	25,000円	29,500円	7,500円
1ℓを超え1.5ℓ以下	30,500円	34,500円	8,500円
1.5ℓを超え2ℓ以下	36,000円	39,500円	9,500円
2ℓを超え2.5ℓ以下	43,500円	45,000円	13,800円
2.5ℓを超え3ℓ以下	50,000円	51,000円	15,700円
3ℓを超え3.5ℓ以下	57,000円	58,000円	17,900円
3.5ℓを超え4ℓ以下	65,500円	66,500円	20,500円
4ℓを超え4.5ℓ以下	75,500円	76,500円	23,600円
4.5ℓを超え6ℓ以下	87,000円	88,000円	27,200円
6ℓを超える	110,000円	111,000円	40,700円

トラック

最 大 積 載 量	自 家 用	営 業 用
5 t 以下	8,000円～25,500円	6,500円～18,500円
5 t を超え 8 t 以下	30,000円～40,500円	22,000円～29,500円

自動車税種別割

○自動車税種別割のグリーン化

- ◇地球温暖化防止と大気汚染防止の観点から、環境に優しい自動車の開発・普及の促進を図るために導入されたものです。
- ◇排出ガス及び燃費性能の優れた『環境負荷の小さい自動車』は、その性能に応じて税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した『環境負荷の大きい自動車』は、税率を重くする特例措置で、平成14年度から実施されています。

1 税率が軽減される自動車（軽課）

次の自動車は初回新規登録年度に応じて令和7年度の自動車税種別割が軽減されます。

初回新規登録年度	排出ガス基準	軽減率
令和6年度	電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・天然ガス自動車※	概ね75%

※平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合

○営業用乗用車については、上記に加え、一定の基準を達成しているものについて軽減措置（概ね75%、50%）があります。

- (1) 軽減されるのは初回新規登録の翌年度分のみです。

令和5年度の初回新規登録で令和6年度に軽減対象となっていた自動車は、令和7年度から通常税率に戻ります。

（令和5年度に軽減対象車を取得→令和6年度分を軽減（令和7年度から軽減なし）
令和6年度に軽減対象車を取得→令和7年度分を軽減（令和8年度から軽減なし））

- (2) 軽減率を乗じた税額の端数がある場合は500円単位に切り上げます。

（例）年税額43,500円（総排気量2リットル超2.5リットル以下の自家用乗用車）の場合
 $43,500円 \times 50\% = 21,750円 \rightarrow 22,000円$

★ お問い合わせ先 ★

- 自動車税種別割のことは住所地を管轄する県民局税務部へお尋ねください。

TEL (086) 233-9844 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1（備前県民局税務部課税課）

TEL (086) 434-7071 〒710-8530 倉敷市羽島1083（備中県民局税務部課税課）

TEL (0868) 23-1272 〒708-8506 津山市山下53（美作県民局税務部課税課）

自動車税種別割

2 税率が重くなる自動車（重課）

初回新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した次の自動車については令和7年度以降の自動車税種別割の税率が重くなります。

区 分	初回新規登録の時期	乗用車 キャンピング車	バス、トラック※ 特種用途車
ガソリン車 LPG車	平成24年3月31日以前	概ね15%	概ね10%
ディーゼル車	平成26年3月31日以前		

※平成27年度から重課の率が概ね10%から概ね15%に変更になりました。ただし、バス（一般乗合用バスを除く）、トラック（被けん引車を除く）及び特種用途車（キャンピング車を除く）は、引き続き概ね10%重課です。

- (1) 電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除きます。
- (2) 重課対象車となった自動車は抹消登録を行うまで重課された税率が適用されます。
- (3) 重課率を乗じた税額の端数が100円未満の場合は切り捨てます。

（例）年税額39,500円（総排気量1.5リットル超え2リットル以下の自家用乗用車）の場合
 $39,500円 \times 1.15 = 45,425円 \rightarrow 45,400円$

★ 納 税 ★

4月1日（賦課期日）現在の住所地を管轄する県民局税務部から送付される納税通知書で、毎年5月末日（令和7年度分の納期限は6月2日（月））までに納めます。早めに準備して早めに納めましょう。また、年度途中で自動車を購入した場合は、運輸支局に新規登録の申請の際、備前県民局税務部分室（自動車審査班）に申告して、月割りで納めることになっています。

4月1日（賦課期日）以降に抹消の登録をされた場合は、月割りで税金が還付（又は減額）されます。

〔税額計算式〕

中途登録の場合の税額 $= \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$

抹消登録した場合の還付額 $= \text{年税額} - \left(\text{年税額} \times \frac{\text{4月から抹消登録した月までの月数}}{12} \right)$

（いずれも100円未満の端数は切り捨て）

★ 減 免 ★

身体に障害のある人、精神に重度の障害のある人等が使用する自動車で一定の要件に該当する場合には、必要書類を添付し、減免申請書を提出することにより減免されます。詳しくは、住所地を管轄する県民局税務部へお問い合わせください。

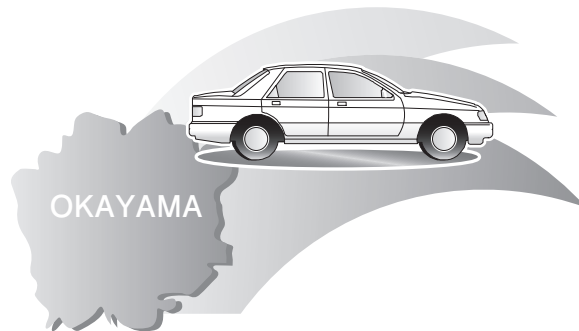
自動車税種別割の納税には、「安全・便利・確実」な口座振替のほか、eL-QRによる電子納税がご利用いただけます。

自動車税種別割

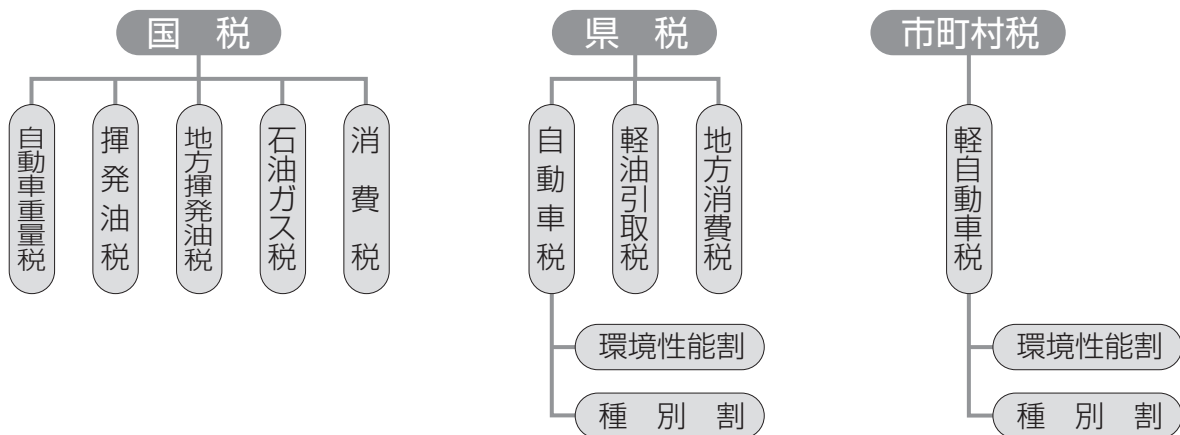
○納税確認の電子化について

納税確認の電子化により、継続検査（車検）又は構造等変更検査を受ける際の納税証明書の運輸支局への提示は省略できます。

ただし、自動車整備事業者等から提示を求められる場合がありますので、納税証明書は自動車検査証と一緒に大切に保管し、売買の時には新しい所有者に引き継いでください。（他都道府県ナンバーに変更後、車検を受ける場合も同様です。）



自動車に関する税金



どのような場合にどの税がかかるのか

取得した場合	所有（保有）している場合	運転する場合
自動車税環境性能割	自動車税種別割	消費税・地方消費税
軽自動車税環境性能割	軽自動車税種別割	ガソリン車……揮発油税
自動車税種別割		地方揮発油税
自動車重量税	自動車重量税	LPG車……石油ガス税
消費税・地方消費税	（継続検査（車検）を受けるとき）	ディーゼル車……軽油引取税

地方消費税

国の税金である消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供及び輸入される貨物に対して課税される県税です。

★ 納める人 ★

消費税と同様に、最終的な税の負担者は消費者のみなさんですが、実際に申告して納める人は事業者の方です。

譲渡割（国内取引）…国内での販売、サービスの提供などを行う事業者。

貨物割（輸入取引）…輸入される貨物を保税地域から引き取る者。

★ 納める額 ★

消費税額の22/78を納めます。

地方消費税＝消費税額×税率（22/78）

譲渡割…国内での販売、サービスの提供などに係る消費税額から仕入れなどに係る消費税額などを控除した後の額の22/78

貨物割…輸入される貨物に係る消費税額の22/78

区 分	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	消費税額の22/78 (消費税率換算2.2%)	消費税額の22/78 (消費税率換算1.76%)
合計	10%	8%

※軽減税率制度については、次ページをご覧ください。

★ 申告と納税 ★

譲渡割…消費税の確定申告書などを提出する義務がある事業者の方は、消費税の申告期限までに、消費税の申告書と併せて税務署に申告し、申告した地方消費税を消費税と併せて納めます。

貨物割…輸入される貨物を保税地域から引き取る方は、国の消費税の申告書と併せて税関に申告し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納めます。

★ 都道府県間の清算 ★

国は、地方消費税の納付のあった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込むことになっています。

しかし、地方消費税の最終的な税負担者は消費者であることから、地方消費税は最終消費地に帰属する必要があるため、課税地と消費地が不一致となります。この不一致を調整するために都道府県間で消費に関連する指標によりあん分して清算を行います。

※あん分に用いる指標

- 「小売年間販売額（経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）」）
- 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」
- 「人口（国勢調査）」

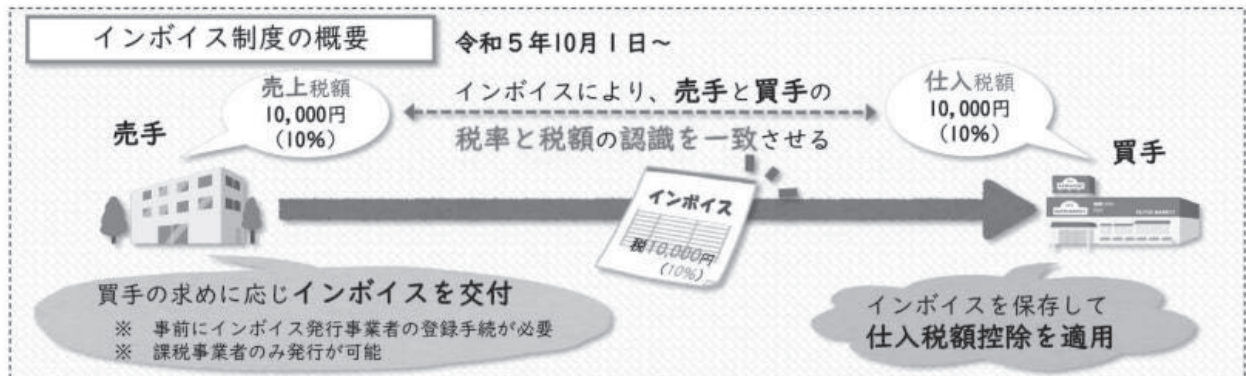
★ 市町村への交付 ★

清算後の収入額のうち50%を、県内の市町村に交付します。

なお、従来分は国勢調査の「人口」及び経済センサスの「従業者数」であん分していますが、平成26年4月以降の税率引き上げ分については、「人口」のみであん分して交付します。



インボイス制度について



- ・インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。
- ・買手が消費税の納税額の計算方法である「仕入税額控除」を適用するためには、インボイスの入手と保存が必要になります。
- ・売手がインボイスを交付するためには、事前にインボイスの発行業者の登録を受ける必要があります。
- ・インボイスの発行事業者の登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。



国税庁HPインボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要に関する各種資料、申請手続に関することやQ&A等を掲載しています。

登録申請書を提出してから登録通知までの期間の目安を確認できます。

特設サイト



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



インボイス制度に関わる各省庁等の窓口一覧

制度に関する補助金、取引上のお悩み、経営など各種の相談窓口をご用意しています。

インボイス制度について知りたい
税理士にオンラインで相談したい

補助金について知りたい
取引先からの代金減額、取引中止要請などについて相談したい

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

- **税務相談チャットボット（インボイス制度）**
ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。

チャットボットのご利用はこちらから



税務職員ふたば

- **インボイスコールセンター（インボイス制度電話相談センター）**
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9：00～17：00（土日祝日及び年末年始を除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いいたします。

県たばこ税

県内の小売販売業者、消費者に売り渡すたばこに対してかかる税金です。
(市町村たばこ税も同様です。国たばこ税は蔵出しの段階で課税されます。)

★ 納める人 ★

製造たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）又は、卸売販売業者。

なお、この税金は、たばこの小売価格に含まれていますので、たばこの消費者が負担することになります。

★ 納める額 ★

紙巻たばこ

1,000本につき1,070円

その他の製造たばこ（葉巻、パイプなど）

重量を紙巻たばこの本数に換算します。

換算率は種類ごとに定められています。

加熱式たばこ

重量と価格を紙巻たばこの本数に換算します。なお、令和7年度税制改正により、重量を紙巻たばこの本数に換算する新課税方式が令和8年4月1日から導入される予定です。

(例 定価580円(20本入り)の紙巻き
たばこに占める税金の割合
令和7年4月1日現在)

原材料・利潤・消費税など	275.12円	23.5%
国たばこ税	136.04円	2.8%
たばこ特別税	16.40円	22.6%
市町村たばこ税	131.04円	3.7%
県たばこ税	21.40円	
		52.6%

★ 申告と納税 ★

卸売販売業者などが毎月の売渡し分を翌月末までに申告し、納めます。

○手持品課税について

たばこ税の税率が引き上げられるときには、たばこの小売販売業者等が販売のために所持しているたばこの本数を申告してもらい、税率引上げ相当分を課税しています。これを手持品課税といいます。

たばこを買うなら県内で

たばこ税は、たばこを購入したところの県や市町村の収入となって、皆さんの暮らしに役立てられます。



ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用にかかる税金です。

★ 納める人 ★

ゴルフ場を利用した人（ゴルフ場の経営者が利用料金と一緒に税金を受け取り、県に納めます。）

★ 納める額 ★

ゴルフ場の等級に応じ、利用者1人1日につき、次の額となります。等級は、ゴルフ場の規模と利用料金を基準として決められています。

等 級	税 額	等 級	税 額
1 級	1,200円	5 級	650円
2 級	1,100円	6 級	500円
3 級	950円	7 級	400円
4 級	800円		



★ 申告と納税 ★

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

★ 非課税 ★

次の利用については、課税されません。なお、(1)～(3)の利用者については、ゴルフ場に証明書を提示し、申出書に必要事項を記載することにより、非課税になります。

- (1) 年齢が18歳未満の人の利用
- (2) 年齢が70歳以上の人の利用
- (3) 障害のある人の利用
- (4) 国民スポーツ大会（県内最終予選を含む。）参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用及びその公式練習のための利用
- (5) 国際的なスポーツの競技大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用及びその公式練習のための利用
- (6) 学生、生徒、教員などが学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用

★ 課税の特例 ★

次の利用については、その利用料金が通常の利用料金と比較して(1)、(5)の利用にあつては2割以上、(2)～(4)の利用にあつては5割以上軽減されて定められており、その他一定の要件を備えているとして、ゴルフ場が県の指定又は認定を受けた場合に限り税率が2分の1になります。なお、(1)の利用者については、ゴルフ場に証明書を提示し必要事項を記載した申出書の提出が必要です。

- (1) 年齢が65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用
- (2) 早朝利用（午前7時30分以前に利用を開始するものまたは午前9時までに利用を終了するもので、セルフプレーに限る。）
- (3) 薄暮利用（午後4時以後に利用を開始するもので、セルフプレーに限る。）
- (4) ゴルフ場の定休日に当該ゴルフ場を利用するもの（セルフプレーに限る。）
- (5) 国民スポーツ大会の予選会及び公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会などでのゴルフ場の利用

★ 市町村への交付 ★

県に納められたゴルフ場利用税の70%を、ゴルフ場が所在する市町村に交付します。

軽油引取税

バスやトラックなどの燃料として使用される軽油に対し、軽油引取税が課税されます。

★ 納める人 ★

- 特約業者又は元売業者から軽油を引き取った人
- 軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（混和軽油）を販売した販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者又は消費した場合の自動車の保有者

★ 納める額 ★

1 キロリットルにつき…32,100円（1 リットルにつき32円10銭）

★ 申告と納税 ★

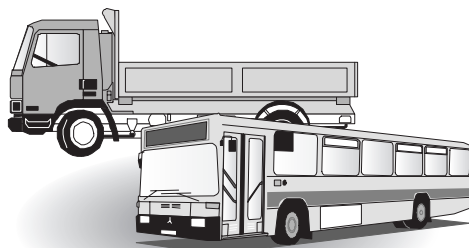
1 申告納入

特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

2 申告納付

販売業者が混和軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

軽油は県内で
買いましょう



★ 課税免除 ★

石油化学製品の製造、農業、林業、鉱物の掘採事業など、法令で定める用途に使用される軽油は課税が免除されます。

★ 課税免除の手続 ★

- 1 県民局へ申請して、免税軽油使用者証の交付を受ける。
 - 2 免税証の交付を申請して、必要な数量の免税証を受け取る。
 - 3 販売業者から免税証と引換えに軽油引取税がかからない価格で、軽油を購入する。
 - 4 定められた期日までに、免税軽油の購入・使用状況等を県民局に報告する。
- ※免税軽油を免税用途以外に使用した場合などには軽油引取税が課税されますので注意してください。
又、違反の内容により、免税軽油使用者証・免税証の返納を命じられることがあります。

★ 政令指定都市（岡山市）への交付 ★

県に納められた軽油引取税の90%に、県内の国道・県道に占める政令指定都市（岡山市）内の国道・県道の面積の割合を乗じて得た額を、岡山市に交付します。

不正軽油を撲滅しよう！

★ 不正軽油とは ★

軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油などを混ぜた混和軽油や、灯油と重油を混ぜて製造された自動車の燃料などのことです。

不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であるだけでなく、大気汚染や硫酸ピッチの不法投棄にもつながるなど、県民の健康や生活を脅かす悪質な犯罪です。

- 通常の価格より安い軽油は、不正軽油の可能性がありますので購入の際には十分注意してください。不正軽油と知りながら購入を続けた場合には、地方税法違反で処罰されることがあります。
- 軽油に灯油などを混ぜた燃料（混和軽油）を販売又は消費した場合や、軽油以外の重油、灯油などをディーゼル車等の燃料として販売又は消費した場合は軽油引取税が課税されます。

次の場合は、事前に知事の承認が必要で、軽油引取税が課税されます。

- ① 軽油に重油や灯油などを混和するとき
- ② ①のほか、軽油を製造するとき
- ③ 軽油以外の重油、灯油などをディーゼル車などの燃料として譲渡（販売を含む）、消費するとき

不正軽油に対する罰則には次のようなものがあります。

軽油引取税を脱税したとき	拘禁刑10年以下 罰金1,000万円以下
知事の承認を受けずに軽油を製造したり、軽油に重油などを混和したとき	拘禁刑10年以下 罰金1,000万円以下 (法人重科) 罰金3億円以下
不正軽油と知って運搬、保管、購入したとき	拘禁刑3年以下 罰金300万円以下 (法人重科) 罰金1億円以下
不正軽油製造に使用されると知りながら原材料等を提供したとき	拘禁刑7年以下 罰金700万円以下 (法人重科) 罰金2億円以下



不正軽油の製造・販売・使用に関する情報をお寄せください！

不正軽油ホットライン 0120-629-110

鉱区税

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利（鉱業権）を与えられていることに対してかかる税金です。



★ 納める人 ★

県内に石灰石、ろう石、金、マンガンなどの鉱区を持っている鉱業権者です。

★ 納める額 ★

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
①砂鉱を目的としない鉱区	試 掘 鉱 区	面積100アールごとに……………年200円
	採 掘 鉱 区	面積100アールごとに……………年400円
②砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1000メートルごとに……………年600円
	その他のもの	面積100アールごとに……………年200円

ただし、石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記①の金額の $\frac{2}{3}$

★ 申告と納税 ★

申 告 鉱業権の取得、消滅又は変更の日から15日以内です。

納 税 5月に納税通知書により納めます。

狩猟税

狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録をするときにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護などに関する費用に充てられる目的税です。



★ 納める人 ★

狩猟者の登録を受ける人です。

★ 納める額 ★

種 類	納める額
第一種銃猟免許*1に係る狩猟者の登録を受ける人	①県民税の所得割額の納付を要する人 16,500円
	②県民税の所得割額の納付を要しない人 11,000円
網猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	③県民税の所得割額の納付を要する人 8,200円
	④県民税の所得割額の納付を要しない人 5,500円
わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	⑤県民税の所得割額の納付を要する人 8,200円
	⑥県民税の所得割額の納付を要しない人 5,500円
第二種銃猟免許*2に係る狩猟者の登録を受ける人	5,500円

*1 第一種銃猟免許…装薬銃を使用する猟法

*2 第二種銃猟免許…空気銃を使用する猟法

(注1) ②・④・⑥に該当する県民税の所得割額の納付を要しない人のうち、県民税の所得割額の納付を要する人の同一生計配偶者または扶養親族（農林水産業に従事する人を除く。）に該当する人は、それぞれ①・③・⑤の税率となります。

(注2) 対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、狩猟税の納付が免除されます。

(注3) 狩猟者の登録を受ける人が、狩猟者の登録の申請書を提出する日前一年以内の期間に個人で許可捕獲等を行った場合又は従事者として許可捕獲等を行った場合は、上記の税率が2分の1になります。

★ 申告と納税 ★

狩猟者の登録を受ける際、狩猟者登録申請手数料と一緒に納付書により納めます。

産業廃棄物処理税

産業廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等を目的として、最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課税する法定外目的税です。

★ 納める人 ★

最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。

★ 納める額 ★

最終処分場へ搬入される産業廃棄物
1トンにつき1,000円



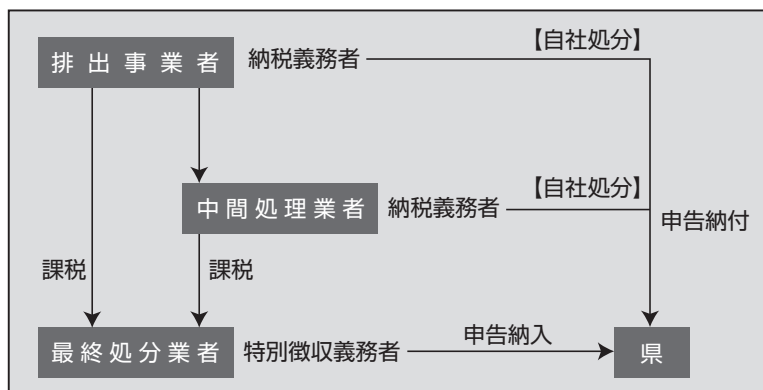
★ 申告と納税 ★

1 申告納入

最終処分業者が、産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者から、処分料金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

2 申告納付

最終処分を自ら行う排出事業者及び中間処理業者は、毎月の最終処分量を翌月末までに申告し、納税します。



★ 保健所設置市（岡山市・倉敷市）への交付 ★

産業廃棄物行政を担っている岡山市・倉敷市に、それぞれの市域から収入される税額の46.5%を交付します。

★ 使 途 ★

次の3つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進するための事業に使います。

- 1 産業廃棄物に係る3Rの促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」
- 2 産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」
- 3 事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル（日常的な生活様式・行動様式）を変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」

※ 3R (①^{リデュース}Reduce: 発生抑制、②^{リユース}Reuse: 再使用、③^{リサイクル}Recycle: 再資源化)

延滞金・加算金

★ 延滞金 ★

税金を納期限までに納めないときにかかります。

①納期限の翌日から1か月を経過する日まで……………年7.3%（日歩2銭）

②その後納税の日まで……………年14.6%（日歩4銭）

ただし、平成12年1月1日以後の期間については、次のとおりになります。

	平成12年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～
①納期限の翌日から1か月を 経過する日まで	特例基準割合	延滞金特例基準割合＋1%
②その後納税の日まで	14.6%	延滞金特例基準割合＋7.3%

注1 令和2年12月31日までは、「延滞金特例基準割合」を「特例基準割合」と読み替えます。

延滞金特例基準割合 = 銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、前年11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合

特例基準割合 = 平成12年1月1日～平成25年12月31日までは、各年の前年の11月30日を経過するときの商業手形の基準割引率に年4%の割合を加えた割合
平成26年1月1日～令和2年12月31日までは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に前年12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加えた割合

平成26年	平成27・28年	平成29年	平成30～令和2年	令和3年	令和4～7年
1.9%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%

★ 加算金 ★

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人の事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。）・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・産業廃棄物処理税について、少なく申告したり、申告しなかったり、故意に税を免れようとしたときは、次の加算金がかかる場合があります。

また、短期間に繰り返して不申告又は仮装・隠ぺいに基づく修正申告の提出等を行った場合、加算金の割合に10%の加算がされます。

過少申告加算金

期限内に申告をした場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、または増額の更正を受けた場合……………増額した税額×10/100＋加算対象税額×5/100

（注）加算対象税額＝増額した税額－期限内申告税額または50万円のいずれか多い方の額

不申告加算金

期限内に申告をしなかった場合……………納める税額×15/100＋加算対象税額（※1）×5/100
＋加算対象税額（※2）×15/100

ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで期限後に申告をした場合……………納める税額×5%

（注）加算対象税額（※1）…増額した税額のうち、50万円を超え300万円以下の部分の税額

（※2）…増額した税額のうち、300万円を超える部分の税額

重加算金

二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合で、期限内に申告をしている場合……………増加した税額×35%

申告をしなかった場合又は期限後に申告をした場合……………納める税額×40%

徴収の猶予・県税の減免・不服申立てなど

税金は納期限までに納めなければなりませんが、理由によっては、徴収の猶予・減免などが認められます。(申請が必要です。)

★ 徴収の猶予 ★

- 1 本人の財産について災害や盗難にあったとき。
- 2 本人や家族が病気や負傷したとき。
- 3 事業に大きな損失を受けたり、廃業や休業をしたとき。
- 4 軽油引取税・産業廃棄物処理税などで、代金などが売り掛けとなっているため、申告納税の期限までに税金を納めることができないとき。

★ 換価の猶予 ★

県税を一時に納めることにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるときは、一定の要件に該当すれば滞納処分による財産の換価が猶予されます。(申請にあたり、財産の状況、収支の状況を確認させていただきます。また、分納計画を守ることが条件です。なお、延滞金の一部免除になります。)

★ 減免・課税免除 ★

天災その他特別の事情がある場合や、公益上の事由がある場合で、条例で定められる一定の要件にあてはまるときには、申請により税金の一部又は全部が免除されます。

★ 不服申立て（審査請求）★

県税の課税・徴収の処分について不服がある場合には、処分があったことを知った日（処分に係る通知書を受け取った日等）の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

★ 更正の請求 ★

申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から5年以内に限り減額の更正の請求ができます。

更正の請求のできる県税

県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・法人の県民税・法人の事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。）・県たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・軽油引取税・産業廃棄物処理税



納税の窓口

県税の納税は、次の金融機関などをご利用ください。なお、納税するときは、納税通知書などを必ずお持ちになっておでかけください。

(令和7年4月1日現在)

区 分	名 称
県 内	普通銀行、信用金庫、中国労働金庫、信用組合、農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合（総合農協）の各店舗 ゆうちょ銀行または郵便局の各店舗 市町村役場（岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、里庄町を除く。） 各県民局及び地域事務所
県 外	中国銀行、トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗 しまなみ信用金庫東城支店（広島県庄原市） 鳥取、島根、広島、山口県内のゆうちょ銀行または郵便局の各店舗

※表面に地方税統一 QR コード（eL-QR）を印字した納付書等により納付する場合は、上記の金融機関等のほか、全国の eL-QR 対応の金融機関（ゆうちょ銀行、郵便局を含む。）の窓口で納付することができます。

eL-QR 対応の金融機関については、「共通納税対応金融機関（<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>）」でご確認ください。

上記のほか、主に次の納付方法があります。

※お届けした納税通知書あるいは納付書裏面に記載の納付方法等をご確認ください。

納付方法	納付できる税目	注 意 事 項
各種スマートフォン決済アプリ	全税目(※) (表面にeL-QRを印字した納付書等により納付する場合に限る。)	eL-QR 対応のスマートフォン決済アプリ等を利用し、納付書等の表面に印字した eL-QR を読み取ることにより納付することができます。eL-QR 対応のスマートフォン決済アプリ等の詳細については、地方税お支払サイト（ https://www.payment.eltax.lta.go.jp/ ）でご確認ください。
地方税お支払サイト (ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付等)		地方税お支払サイトを経由して、納付書等の表面に印字した eL-QR を読み取ることにより納付することができます。詳しくは次のページをご覧ください。
地方税共通納税システム (ダイレクト納付、インターネットバンキング、クレジットカード納付等)	法人県民税、 法人事業税及び特別法人事業税、 県民税(利子割、配当割、株式譲渡所得割)、 県たばこ税、 ゴルフ場利用税、 軽油引取税、 産業廃棄物処理税	利用者の届出等が必要となりますので、詳しくは eLTAX ホームページ（ https://www.eltax.lta.go.jp/ ）をご覧ください。
コンビニエンスストア	個人事業税、 不動産取得税、 自動車税種別割(※)	コンビニ収納用バーコードを印字した納付書等により納付することができます。(納付書等1枚あたりの合計金額が30万円以下のものに限りです。)
口座振替	個人事業税、 自動車税種別割(定期課税)、 産業廃棄物処理税	ご本人名義の口座に限りです。岡山県と契約のある金融機関で振替可能です。ゆうちょ銀行は、自動車税種別割のみ振替可能です。預金口座を開いている銀行などへ、お届けの印鑑をご持参のうえ、お申し出ください。

※令和7年度自動車税種別割（定期課税）納税通知書による使用期限は、令和7年6月30日までです。

自宅やオフィスで！県税キャッシュレス納付方法

■表面にeL-QRが印字されている納付書による納付方法

スマートフォン決済アプリでキャッシュレス納付

アプリを起動する

※利用できるアプリの最新情報は、
地方税お支払サイトで確認して
ください。

納付書表面のQRコード
(eL-QR)を読み取る

アプリの指示に従って
支払う

【利用できるアプリ例】



※アプリ名(あいうえお)順に掲載しています。

クレジットカード、インターネットバンキング等でキャッシュレス納付

2,000件までの納付をまとめて一度に支払うことができます。

⚠ クレジットカード納付は、納付額に応じたシステム利用料が必要です。

地方税お支払
サイトへアクセス
する



お支払い画面で
カメラを起動する
※eL番号を入力する場合は、
下図を参考にしてください。



納付書表面の
QRコード
(eL-QR)を
読み取る

お支払い方法を
選択し、決済
(外部)サイトで
支払う

地方税お支払サイト

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

⚠ 地方税お支払サイトへのアクセスは、
iPhone・iPadはSafariを、Android端末はGoogle Chromeをご利用ください。



地方税お支払サイトの操作方法については、ヘルプデスクにお問い合わせください。

地方税お支払サイトのヘルプデスク(有料)

☎ 0570-080481 (受付時間:平日9:00~17:00)

キャッシュレス納付方法動画や、よくある質問を
岡山県ホームページで確認できます。

岡山県ホームページ ▶

<https://www.pref.okayama.jp/page/851546.html>



⚠ キャッシュレス納付では、領収証書は発行されません。

■その他のキャッシュレス納付方法

eLTAX共通納税

eLTAXを通じて全ての都道府県や市区町村へ
一括で電子納付ができる仕組みです。

詳しくはeLTAXホームページを
ご覧ください。

eLTAXホームページ ▶

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



口座振替

指定した金融機関の預金口座から、納期の最終日に
自動的に振り替えて納付(納入)を行います。

詳しくは岡山県ホームページを
ご覧ください。

岡山県ホームページ ▶

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-5348.html>



※「QRコード」は(株)デンソーウェーブの登録商標です。

納税カレンダー

★ 納税カレンダー ★ 令和7年度

4月	地方税 (1) 固定資産税（都市計画税）の第1期分 ※ (2) 軽自動車税種別割 ※
5月	国 税 所得税及び復興特別所得税の延納届出による延納税額 6/2 地方税 自動車税種別割 6/2
6月	地方税 個人の道府県民税及び市町村民税の第1期分 ※
7月	国 税 (1) 納期の特例を受けた源泉所得税及び復興特別所得税（1月～6月）◎7/10 (2) 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の第1期分 7/31 地方税 固定資産税（都市計画税）の第2期分 ※
8月	地方税 (1) 個人の事業税の第1期分 9/1 (2) 個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分 ※
9月	
10月	地方税 個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分 ※
11月	国 税 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の第2期分 12/1 地方税 個人の事業税の第2期分 12/1
12月	地方税 固定資産税（都市計画税）の第3期分 ※
1月	国 税 納期の特例を受けた源泉所得税及び復興特別所得税（7月～12月）◎1/20 地方税 個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分 ※
2月	地方税 固定資産税（都市計画税）の第4期分 ※
3月	国 税 (1) 所得税及び復興特別所得税・贈与税の確定申告及び納付 3/16 (2) 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告及び納付 3/31 地方税 個人の住民税・事業税申告 3/16

※市町村民税・県民税、固定資産税及び軽自動車税種別割の納期限は市町村によって異なる場合があります。
◎納期の特例を受けない源泉所得税の納期限は、給与等を支払った月の翌月10日となります。

ご自宅やオフィスから！かんたん便利！

オンラインで納税証明書交付申請

時間や場所を気にせずいつでもアクセス！お支払いはキャッシュレスで！

スマホ
パソコンで！

こんなことはありませんか？

- ☒ 窓口の開所時間内に出向くのが難しい・・・
- ☒ 遠方のため申請手続きに手間と時間がかかる
- ☒ 手数料をキャッシュレスで決済したい



©岡山県「ももっち」

納税証明書交付申請オンライン手続きの便利なポイント

1 いつでも申請が可能！

時間や曜日を気にせず、ご自身のタイミングで申請できます。



2 どこからでも申請が可能！

通信環境があれば、ご自宅やオフィス等、どこからでも申請できます。



©岡山県「うらっち・さるっち」

3 お支払いはキャッシュレスで！

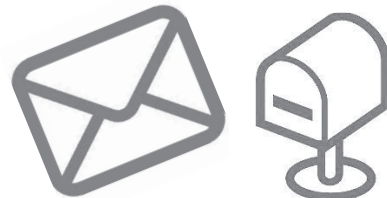
手数料のお支払いに、現金や郵便小為替をご用意いただく必要がありません。



©岡山県「ももっち」

4 郵便でお届けします！

窓口に出向くことなく、受け取りができます。移動時間や待ち時間の節約になります！



納税証明書交付申請オンライン手続きの流れ

お手続きは
こちらから



STEP1

メール登録

STEP2

申請入力

STEP3

審査

STEP4

お支払い

Q&A よくある質問

Q. 手続きに必要なものは？

A. 本人確認書類（運転免許証等）、領収証書、クレジットカード等をご準備ください。

法人が申請する場合は、本人確認書類として、法人の登記事項証明書を
ご準備ください。県税を納付後1～2週間以内に申請する場合には、
「領収印のある領収証書」をご準備ください。

Q. 手数料は必要ですか？

A. 証明内容と件数に応じた交付手数料と郵便料
金のお支払いが必要です。

お支払い金額は、証明書の交付を行う県民局税務部での審査後に確
定されます。審査後に送付するメールの内容をご確認の上、クレジット
カード、Pay-easy（ペイジー）を利用したインターネットバンキング又
はスマートフォン決済アプリでお支払いください。

お問合わせ
はこちらへ

備前県民局税務部 ☎086-233-9810
備中県民局税務部 ☎086-434-7012
美作県民局税務部 ☎0868-23-1267

🌐 <https://www.pref.okayama.jp/page/347443.html>

お手続き詳細は「岡山県 納税証明」で検索



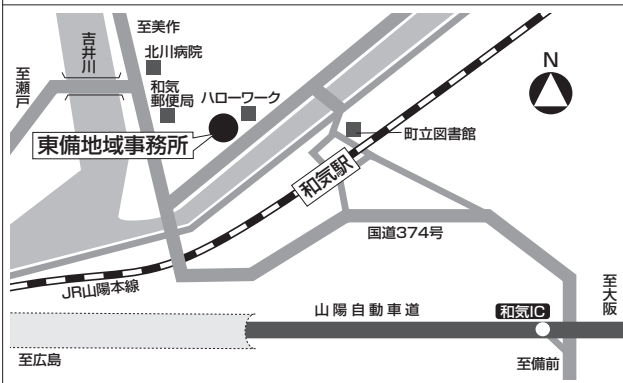
県税を扱う事務所

「県税の納付」と「納税証明書の発行」については、下記の地域事務所の県税窓口でも取り扱っています。

県税についてのご質問・ご相談は、
48ページに掲載している県民局へお問い合わせください。

東備地域事務所 地域総務課

〒709-0492 和気郡和気町和気487-2
Tel0869-92-5162



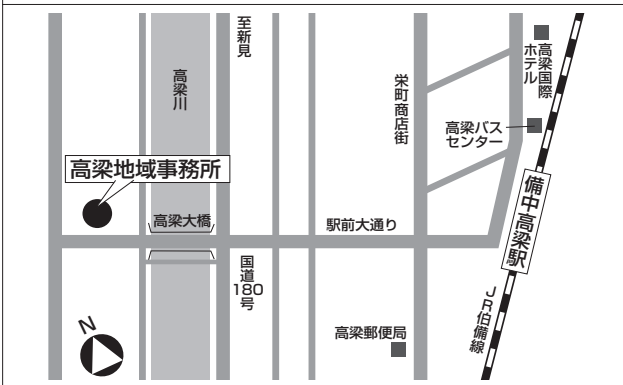
井笠地域事務所 地域総務課

〒714-8502 笠岡市六番町2-5
Tel0865-69-1614



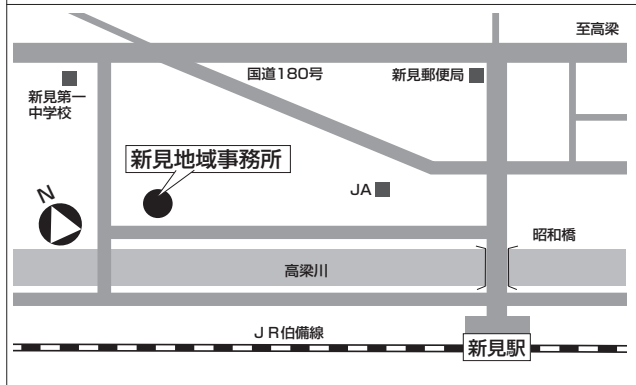
高梁地域事務所 地域総務課

〒716-8585 高梁市落合町近似286-1
Tel0866-21-2826



新見地域事務所 地域総務課

〒718-8550 新見市高尾2400
Tel0867-72-9164



真庭地域事務所 地域総務課

〒717-8501 真庭市勝山591
Tel0867-44-7562



勝英地域事務所 地域総務課

〒707-8585 美作市入田291-2
Tel0868-73-4059



税務署

国税についてのご質問・ご相談は税務署へお問い合わせください。

名 称	電 話 番 号	所 在 地	管 轄 区 域
岡山東税務署	☎(086)225-3141	〒700-8655 岡山市北区天神町3-23	岡山市のうち中区及び北区・南区の一部(東部(西大寺、上道、瀬戸町地区を除く。)、南部地域(灘崎地域を除く。))
岡山西税務署	☎(086)254-3411	〒700-0013 岡山市北区伊福町4-5-38	岡山市のうち北区・南区の一部(西部、北部、南部地域(灘崎地域))・吉備中央町
西大寺税務署	☎(086)942-3815	〒704-8116 岡山市東区西大寺中2-24-13	岡山市東区のうち瀬戸町以外(西大寺、上道地区)・瀬戸内市
瀬戸税務署	☎(086)952-1155	〒709-0861 岡山市東区瀬戸町瀬戸70	岡山市東区のうち瀬戸町・備前市・赤磐市・和気町
児島税務署	☎(086)472-2630	〒711-8650 倉敷市児島小川5-1-66	倉敷市のうち児島地区
倉敷税務署	☎(086)422-1201	〒710-8648 倉敷市幸町2-37	倉敷市(児島、玉島、船穂地区を除く。）・総社市・早島町
玉島税務署	☎(086)522-3121	〒713-8601 倉敷市玉島阿賀崎2-1-50	倉敷市のうち玉島、船穂地区・浅口市・里庄町
津山税務署	☎(0868)22-3147	〒708-8657 津山市田町67	津山市・美作市・鏡野町・勝央町・奈義町・西栗倉村・久米南町・美咲町
玉野税務署	☎(0863)31-2131	〒706-8655 玉野市宇野2-4-12	玉野市
笠岡税務署	☎(0865)62-3111	〒714-0086 笠岡市五番町5-48	笠岡市・井原市・矢掛町
高梁税務署	☎(0866)22-2546	〒716-0029 高梁市向町13	高梁市
新見税務署	☎(0867)72-0951	〒718-8510 新見市新見721-1	新見市
久世税務署	☎(0867)42-0450	〒719-3291 真庭市鍋屋8-1	真庭市・新庄村

〈ホームページアドレス〉

タックスアンサー

〔<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/code/index.htm>〕

国税庁〔<https://www.nta.go.jp>〕

国税電子申告・納税システム〔<https://www.e-tax.nta.go.jp>〕



市町村税についてのご質問・ご相談は市役所または町村役場へお問い合わせください。

市 町 村 名	郵便番号	役 場 所 在 地	代 表 番 号
岡山市北区役所	700-8544	岡山市北区大供1-1-1	☎ (086) 803-1175
// 中区役所	703-8544	岡山市中区浜3-7-15	☎ (086) 901-1608
// 東区役所	704-8555	岡山市東区西大寺南1-2-4	☎ (086) 944-5010
// 南区役所	702-8544	岡山市南区浦安南町495-5	☎ (086) 902-3510
倉敷市	710-8565	倉敷市西中新田640	☎ (086) 426-3175
津山市	708-8501	津山市山北520	☎ (0868) 32-2012
玉野市	706-8510	玉野市宇野1-27-1	☎ (0863) 32-5588
笠岡市	714-8601	笠岡市中央町1-1	☎ (0865) 69-2116
井原市	715-8601	井原市井原町311-1	☎ (0866) 62-9500
総社市	719-1192	総社市中央1-1-1	☎ (0866) 92-8200
高梁市	716-8501	高梁市松原通2043	☎ (0866) 21-0200
新見市	718-8501	新見市新見310-3	☎ (0867) 72-6111
備前市	705-8602	備前市東片上126	☎ (0869) 64-3301
瀬戸内市	701-4292	瀬戸内市邑久町尾張300-1	☎ (0869) 22-1111
赤磐市	709-0898	赤磐市下市344	☎ (086) 955-1111
真庭市	719-3292	真庭市久世2927-2	☎ (0867) 42-1114
美作市	707-8501	美作市美来1	☎ (0868) 72-1111
浅口市	719-0295	浅口市鴨方町六条院中3050	☎ (0865) 44-7000
和気郡 和気町	709-0495	和気町尺所555	☎ (0869) 93-1121
都窪郡 早島町	701-0303	早島町前湯360-1	☎ (086) 482-0611
浅口郡 里庄町	719-0398	里庄町里見1107-2	☎ (0865) 64-3111
小田郡 矢掛町	714-1297	矢掛町矢掛3018	☎ (0866) 82-1010
真庭郡 新庄村	717-0201	新庄村2008-1	☎ (0867) 56-2626
苫田郡 鏡野町	708-0392	鏡野町竹田660	☎ (0868) 54-2111
勝田郡	勝央町	709-4316 勝央町勝間田201	☎ (0868) 38-3111
	奈義町	708-1392 奈義町豊沢306-1	☎ (0868) 36-4112
英田郡 西栗倉村	707-0503	西栗倉村影石33-1	☎ (0868) 79-2111
久米郡	久米南町	709-3614 久米南町下弓削502-1	☎ (086) 728-2111
	美咲町	709-3717 美咲町原田2144-1	☎ (0868) 66-1111
加賀郡 吉備中央町	716-1192	吉備中央町豊野1-2	☎ (0866) 54-1313



地方税の各種手続き・納付が インターネットで簡単・便利！



©岡山県「ももっち・うらっち」

利用可能な手続（県税関連）

○電子申告・電子納税対象税目

法人県民税、法人事業税、特別法人事業税
個人住民税（給与支払報告書、特別徴収関連手続等）
県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割）
県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、
産業廃棄物処理税

○電子申請・届出

法人設立届や異動届、その他申告関連の届出等

納付もeLTAX地方税共通納税システムを
ぜひご利用ください。
複数の自治体へ一括して電子納税できます！

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp> エルタックス 検索

地方税お支払サイト

地方税のお支払が便利・簡単に！！

スマホやパソコンでお支払が可能です



地方税の納付はキャッシュレスで！！

24時間・365日、いつでもどこからでもお手続き可能です。

- 納付書に「eLマーク」があれば、スマートフォン決済アプリやクレジットカードで納付することができます。
- 利用できるスマートフォン決済アプリは地方税お支払サイトでご確認ください。
- 自動車税種別割のほか、個人事業税、不動産取得税等の納付に、ご利用いただくことができます。

お手続き詳細は [地方税お支払サイト](https://www.payment.eltax.lta.go.jp/) <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



法人・個人事業主の方へ

忙しい経理事務をラクにしよう！

国税の納付にえらべる キャッシュレス

5つのキャッシュレス納付手段

ダイレクト納付

インターネットバンキング等

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

振替納税

- ☑ 自宅やオフィスから待ち時間ゼロ
- ☑ パソコンやスマホから簡単手続き
- ☑ 金融機関等の営業時間外でもOK
- ☑ 現金管理のリスク減らして効率化

各納付手段の
詳細はこちら



簡単！
便利！

最寄りの税務署や金融機関等
お気軽にお問い合わせください

広島国税局

岡山県外国人相談センター

Okayama International Support Center

税金や生活での困りごとなどの相談が、いろいろな国の言葉でできます。

・場所 岡山国際交流センター 1F

・電話 0120-007-173

詳しくはこちら →



県税のあらまし

2025年度版

編集・発行

岡山県総務部税務課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL086-226-7241 FAX086-224-2714

E-mail zeimu@pref.okayama.lg.jp

岡山県ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/>



岡山県ホームページは
上のコードからも
ご覧になれます。